

農村振興基本計画作成マニュアル

平成 23 年 2 月

農村振興基本計画に係る関係府省連携会議

農村振興基本計画作成マニュアルについて

農村振興基本計画とは、地域の実情に即した農村振興策を具現化することを目的に作成するもので、これまでに 585 の地区において作成されています（平成 21 度末時点）。

この農村振興基本計画を実現するためには、地域の実情に即した農村振興基本計画を作成し、確実に推進していくことが必要であり、計画の作成段階から住民の協力を得て、行政と住民が一体となって計画の実現に取り組む体制を作ることが重要です。しかし、地域の課題や改善策を明らかにするための効果的な意向把握が十分できていない状況です。また、計画の作成主体が定期的にその進捗状況を確認し、地域の状況や政策の変化に応じて、適宜、その内容を見直す必要がありますが、十分な進捗管理が行われていない状況にあるなどの課題がありました。

これまで、農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針（平成 13 年 8 月 3 日付け 13 農振第 1194 号農林水産事務次官、国総事第 35 号国土交通事務次官通知）や農村振興基本計画の作成に関するガイドライン（平成 18 年 3 月 29 日付け国土交通省事業総括調整官、農林水産省農村政策課長通知）、各種参考資料等が公表され、計画の作成主体に利用されてきたところですが、農村振興基本計画の作成・推進に関する技術的な情報を更に提供することで、その作成・推進の円滑化を図る必要があります。

そこで、本マニュアルは、農村振興基本計画の効率的な作成や進捗管理に向けて、計画の作成手順や記載すべき内容、住民の意向把握の手法、進捗管理の方法等について具体的に示し、市町村等が農村振興基本計画の作成や進捗管理を行う際に、参考にしていただくことを目的に作成したものです。

農村振興基本計画作成マニュアル

— 目 次 —

はじめに	1
□ 農村振興基本計画とは（計画の基本的な位置づけ）	1
□ 基本計画の構成、期間及び作成プロセス	3
第1章 基本計画のQ & A	7
第2章 基本計画の作成と進捗管理の実務	11
STEP 1 基本方針の検討	12
1 計画の対象地域と範囲について	12
2 計画に盛り込む行政分野について	13
3 基本計画の作成体制について	15
STEP 2 調査の実施	17
1 現状の整理	17
2 計画作成への住民参加	19
（1）基本的な考え方	19
（2）ワークショップの実施方法	23
（3）アンケート調査の実施方法	30
（4）ヒアリング調査の実施方法	35
（5）パブリックコメントの実施方法	36
（6）調査結果の計画への反映方法	37
3 地域診断の整理	38
STEP 3 計画の検討	40
1 地域の将来像、テーマ、目標の検討	40
（1）地域の将来の望ましい姿の作成方法	40

(2) 農村振興のテーマの作成方法	41
(3) 農村振興の目標の定め方	43
2 施策の検討	44
STEP 4 計画の進捗管理と評価及び見直し	47
1 計画の進捗管理の方法	47
(1) 計画作成時に整理する事項	47
(2) 進捗管理の実施	49
(3) 推進プログラムの修正	50
2 計画の評価の方法	51
第3章 参考資料	53
資料1 目標設定の参考統計データ一覧	54
資料2 ワークショップ参考資料	56
資料3 アンケート調査票例	65
資料4 基本計画の様式	72
資料5 基本計画作成・進捗管理チェックリスト	76
資料6 農村振興基本計画図イメージ	79
資料7 農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針	80
資料8 農村振興基本計画の作成に関するガイドライン	84
資料9 農村振興基本計画に係る関係府省連携会議の設置について	90
資料10 農村振興基本計画に係る助言・勧告の具体的な方法について	95

はじめに

□農村振興基本計画とは(計画の基本的な位置づけ)

●住民参加の下で作成・推進する農村振興のマスタープランです

農村振興基本計画（以下「基本計画」という。）の作成・運用については、平成13年8月に「農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針」（以下「基本指針」という。基本指針は資料編を参照）が示されています。

基本指針では、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい、アメニティに満ちた農村としていくためには、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備、生活環境の整備、その他福祉の向上とを総合的に推進する施策を的確に実施していくことが必要であるとされています。また、総合的な施策の的確な実施のためには、地域住民等をはじめとする多様な主体の参加の下、地域の将来像及び農村振興施策の基本方針等を内容とする個性ある地域づくりを実現するための基本計画を作成しておくことが望ましいとされています。

以上の基本指針の趣旨から、基本計画は、農村振興策を具現化していくために、将来像を明確化し、地域の特性に応じて、農業生産基盤の整備のみならず、必要とされる生活環境の整備やその他の施策を総合的に整理し、必要な取組を明確化する計画です。

さらに、基本指針では、基本計画は、地域住民等の参加の下で作成するものとしています。基本計画作成時の住民参加は、地域の課題や課題を解決する上で活用する可能性がある資源などの特徴を詳細に把握することができるだけでなく、基本計画作成後の農村振興に向けた取組へ住民の参加を促す効果があります。農村の振興に向けて、夢と実現性の両立したプランを明確にし、その推進を図るためには、作成段階から住民の協力を得ること、また、計画の周知を通じて、推進のための協力体制を構築していくことが求められます。

したがって、基本計画を作成することにより、

○地域の特徴や資源を活かした将来像やその実現のために必要な取組を明確化できる

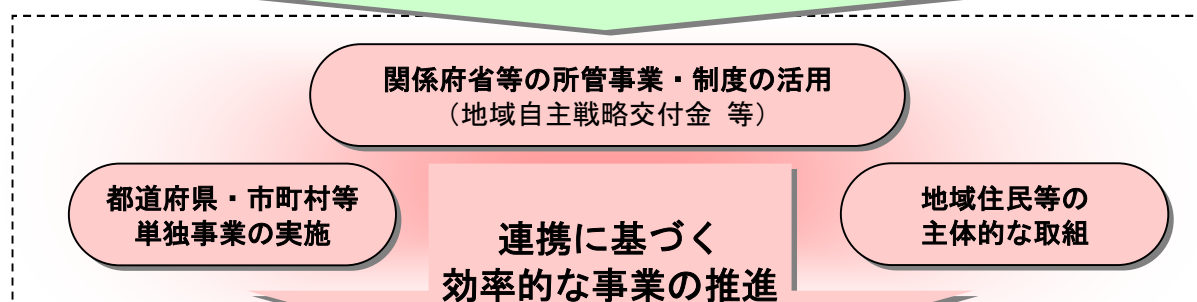
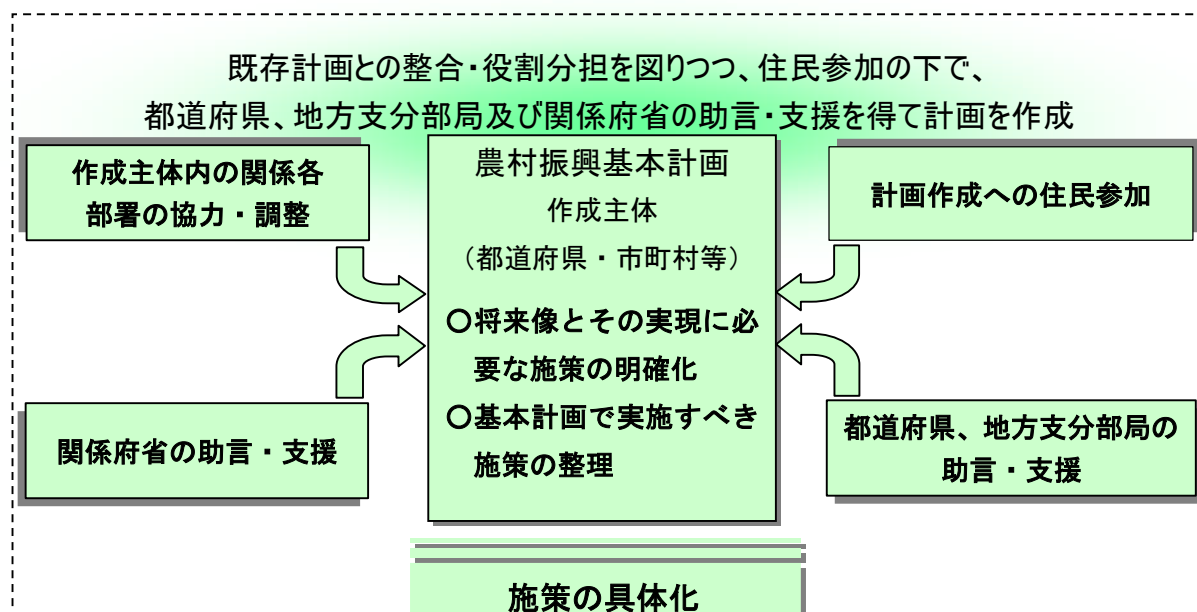
○個々の行政分野を担当する部署間の連携・調整を図り、農村振興の目標に向けて効率的・効果的に施策を進められる

○住民参加の下で、農村振興に向けた取組を推進できる

といった効果が期待されます。

なお、地域自主戦略交付金メニューのうち、集落基盤整備事業は基本計画の作成が事業実施の必須条件、中山間地域総合整備事業（うち集落型事業の生産基盤事業は除く）は基本計画又は基本計画に準ずる計画の作成が事業実施の必須条件となっています。

—基本計画の位置づけ—



□基本計画の構成、期間及び作成プロセス

●計画の構成

基本計画の構成は、基本指針により、以下の表の通り示されています。

なお、基本計画の期間は、基本指針において、将来像は 20～30 年程度先、具体的な達成目標やその実現のために必要な施策は概ね 10 年後とされていますが、計画作成主体の方針により、将来像は 10 年先を想定し、具体的目標や施策は 5 年後を見通す等、地域の実情に合った計画期間とすることが重要です。

－農村振興基本計画の計画事項と内容－

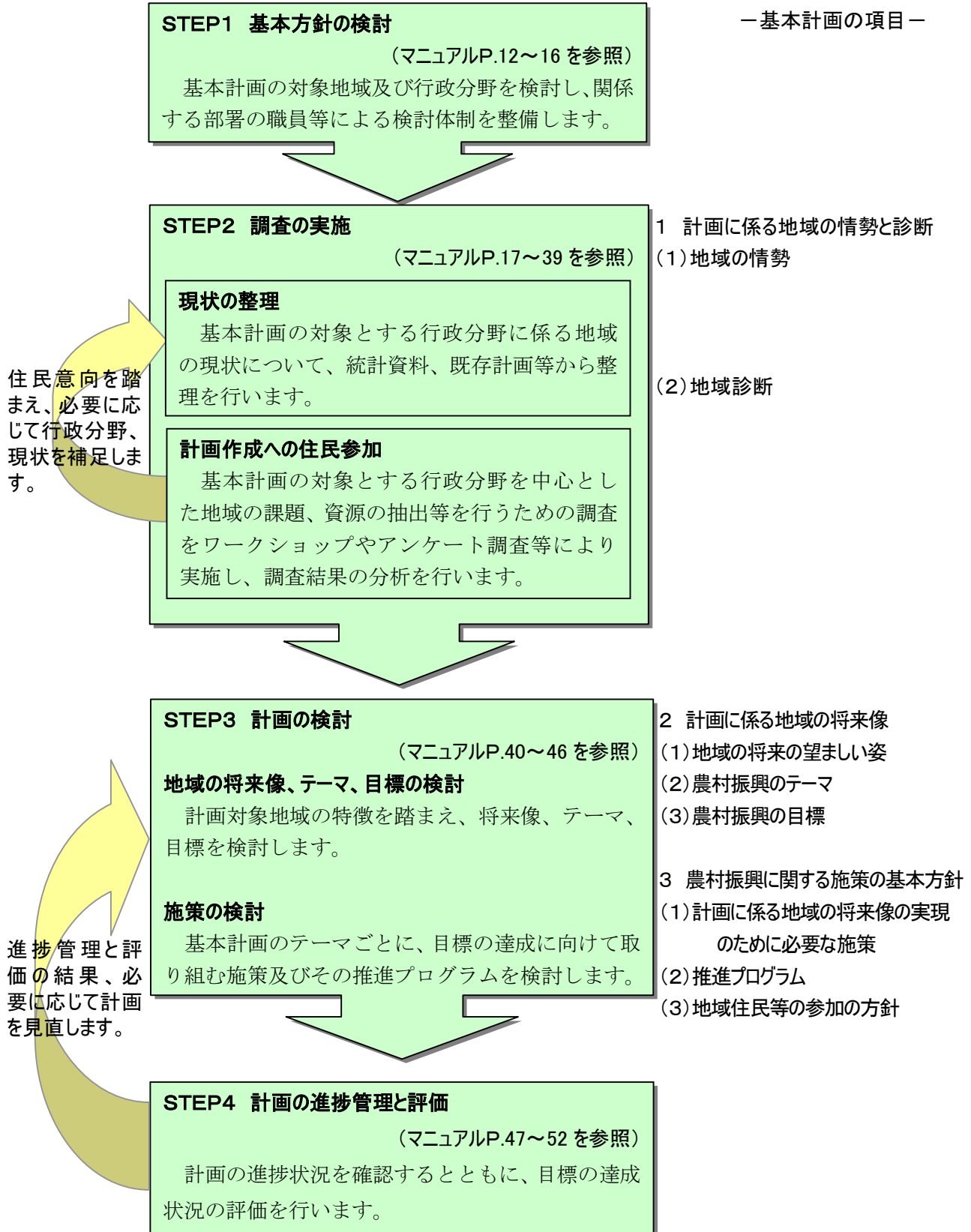
計画事項		内容	マニュアル参照 頁
1 計画に係る地域の情勢と診断	(1)地域の情勢	計画に係る地域の社会経済情勢を整理する。	17～18
	(2)地域診断	<p>地域の振興のために取り組むべき重点課題と積極的に利活用すべき地域資源等を明らかにする。(地域診断は、アンケート、ワークショップ、懇談会等に基づき実施する。)</p> <p>①地域の課題を整理し、特に重点的に対処すべき課題の改善方向を明らかにする。</p> <p>②地域資源の利活用状況及び未利用資源を整理し、都市住民の地域に対する期待等を踏まえ、今後これらの利活用の可能性を明らかにする。</p>	19～39
2 計画に係る地域の将来像	(1)地域の将来の望ましい姿	<p>地域が目指す将来の望ましい姿、全体像をとりまとめる。</p> <p>①地域の将来像については、基本的な分野に分類・整理し、そのあり方を示す。また、まちづくり憲章のような基本的な理念をとりまとめる。</p> <p>②各市町村の有する憲章、市町村構想、広域構想等の既存のものを参照して、地域の特性に応じた“夢”とインパクトがあるものとする。</p> <p>③将来像は、20～30 年程度先の姿を想定した長期的なものとする。</p>	40

計画事項		内容	マニュアル参照 頁
	(2)農村振興のテーマ	地域の将来の望ましい姿を実現するためのテーマを設定する。(将来像を実現する上で、具体的施策により重点的に取り組むべき課題をテーマとして設定する。)	41
	(3)農村振興の目標	<p>テーマ毎に期待されるおおむね10年後の目標を掲げる。</p> <p>①施策の推進により10年後に達成すべき目標をテーマ毎に設定する。</p> <p>②目標設定に当たっては、将来行われる農村振興施策に係る事後評価手法に活用できるものとする。</p>	43
3 農村振興に関する施策の基本方針	(1)計画に係る地域の将来像の実現のために必要な施策	<p>農村振興のテーマ毎に、おおむね10年先を見通し、地域の将来像を実現させるために必要な施策(ハード及びソフト施策)の内容を定める。(テーマ毎に設定した10年後の目標を達成するために必要な施策の内容及びハード施策により整備される施設等を概略的に整理する。)</p>	44～46
	(2)推進プログラム	<p>(1)で定めた施策を実施するスケジュールを整理する。</p> <p>①ハード施策についてはおおむねの年度を基本として実施方針を定める。</p> <p>②ソフト施策については中長期的な視点を踏まえた実施方針を定める。</p>	
	(3)地域住民等の参加の方針	<p>行政と地域住民等の役割分担を明確にし、施設の管理・利活用及びソフト施策に関する地域住民等の参加方針を定める。</p> <p>①施策の推進に当たり、地域住民等の参加を得る具体的内容を整理し、地域住民等の役割分担を明確化する。</p> <p>②地域住民等の参加に当たり、必要となる組織、手法、活動に関する方針等を取りまとめる。</p>	

●基本計画の作成プロセス

計画の基本的な作成プロセスは、以下のフローの通りです。各計画作成主体における既存の調査結果の活用も考慮しつつ、以下のフローを参考として、地域の状況に応じた作成プロセスとします。

－基本計画作成のフロー－



第1章 基本計画のQ&A

●基本計画のQ&A

Q 1 基本計画の作成により、どのような効果が期待できますか？

- A. 基本計画は、住民参加の下、農村振興の総合的な視点に立ち、地域の将来像を明確化し、地域の特性に応じて、農業生産基盤の整備のみならず、必要とされる生活環境の整備やその他の施策を総合的に整理する計画です。したがって、計画の作成により、
- 地域の特徴や資源を活かした将来像やその実現のために必要な取組を明確化できる
 - 個々の行政分野を担当する部署間の連携・調整を図り、農村振興の目標に向けて効率的・効果的に施策を進められる
 - 住民参加の下で、農村振興に向けた取組を推進できる
- といった効果が期待できます。

(P. 1、13～14 を参照)

Q 2 どのような手順で作成すべきですか？

- A. はじめに、地域の状況や総合計画等の既存の計画内容を踏まえ、基本計画の対象とする地域と行政分野を定め、関係する部署等と作成体制を構築します。次に、既存資料の分析や各種調査により地域の現状と住民の意向を把握し、都道府県等の関係機関とも調整を図りながら、将来像や目標の設定など具体的な計画内容の検討に取り組みます。

(P. 5 を参照)

Q 3 どのような体制で作成すべきですか？

- A. 基本計画の作成には、計画の対象となる地域、行政分野の課題や施策の検討に適した体制を構築することが必要です。
- 基本計画の対象地域、行政分野が限定されている場合には、その範囲に応じてある程度絞り込んだ作成体制を構築することが可能です。
- 反対に、基本計画の対象地域が複数の市町村にまたがり、かつ、行政分野が多分野にまたがる場合は、大人数による計画の作成体制が必要となります。また、行政分野とともに議題も多くなることから、必要に応じて、計画全体を検討する体制に加え、個別の分野を検討するワーキンググループを整備するなどの対応が考えられます。

(P. 15 を参照)

Q 4 計画事項の「1 計画に係る地域の情勢と診断」、「2 計画に係る地域の将来像」、「3 農村振興に関する施策の基本方針」のそれぞれの関連性は？

A. 基本計画は、大きく「計画に係る地域の情勢と診断」、「計画に係る地域の将来像」、「農村振興に関する施策の基本方針」の3つから構成されます。

「計画に係る地域の情勢と診断」では、基本計画の対象とする行政分野を中心とした地域の現状と課題、活用が期待される資源などの特徴を整理します。

「計画に係る地域の将来像」では、先に整理した現状と課題を踏まえつつ、地域が目指す将来の望ましい姿を「将来像」としてとりまとめます。また、その実現に向けて重点的に取り組む課題をテーマとして設定し、テーマごとの目標を定めます。

「農村振興に関する施策の基本方針」では、テーマごとに課題解決に向けて推進していく施策について、具体的内容やスケジュール、住民参加の方策等を示します。

(P. 17～18、38～46 を参照)

Q 5 なぜ、住民の意向を把握することが必要なのですか？また、意向把握はどのように行うべきですか？

A. 地域の課題や課題を解決する上で活用する可能性がある資源などの特徴を把握するためには、地域の状況を詳しく知る住民の意向を把握することが必要です。また、基本計画の円滑な推進に向けて、実現性の高い地域住民の参加方策を検討するためにも意向把握は欠かせません。

その方法は、アンケート調査やワークショップ、パブリックコメント等それぞれの特徴や計画対象地域の広狭、計画の作成を担当する職員体制を考慮し、地域の状況に応じた方法を選択することが必要です。

なお、意向把握を契機として、計画作成後には、ソフト施策の推進主体や交流施設等の管理運営母体としての活動、施策評価に関わる等、計画作成から施策評価、積極的な事業主体として関わっていくことを想定した総合的な住民参加を促すことが重要です。

(P. 19～22 を参照)

Q 6 計画の目標は、どのように設定すべきですか？

A. 目標は、具体的施策により重点的に取り組む課題（農村振興のテーマ）ごとに定めます。

目標の設定に当たっては、一定の期間後に、施策の推進の結果に得られる成果とその到達点を、可能な限り簡潔、明瞭に示すことが必要です。関連する既存の計画で同様の目標が設定されている場合には、その目標との整合も図りつつ設定します。事後評価が明確にできるよう、可能な限り数値目標を定めることが望ましいですが、施策の内容によっては数値以外の表現とすることも可能です。

(P. 43 を参照)

Q 7 なぜ、計画の進捗管理を行う必要があるのですか？ また、進捗管理は、どのように行うべきですか？

A. 計画の円滑な推進を図るためには、定期的に施策の進捗状況を確認するとともに、その状況を踏まえて、その後の推進方策を検討し、取組内容や方法を見直す必要があります。

総合計画等、既存の他の計画で進捗管理が行われている施策については、その結果を活用します。基本計画には、計画作成担当課以外が推進する施策が含まれる場合が多いため、進捗管理には、部署間の調整が可能な立場の職員を担当者として配置することが望ましいです。

なお、予算や事業の執行が年度単位であることを踏まえると、進捗管理の実施は可能な限り毎年度実施することが望ましいです。

(P. 47～52 を参照)

第2章 基本計画の作成と進捗管理の実務

STEP1 基本方針の検討

1 計画の対象地域と範囲について

基本計画の対象地域について、基本指針では、次の通りに定めています。

基本計画は、農村の総合的な振興を図るため生産基盤の整備と生活環境の整備等を総合的に推進するものであることから、原則として複数の市町村が連携した広域的な地域を対象として、都道府県又は市町村等において作成することが望ましい。

ただし、広域的な地域を対象とする基本計画の作成が困難である場合には、単独市町村の範囲を対象として基本計画を作成することも適当と考えられる。

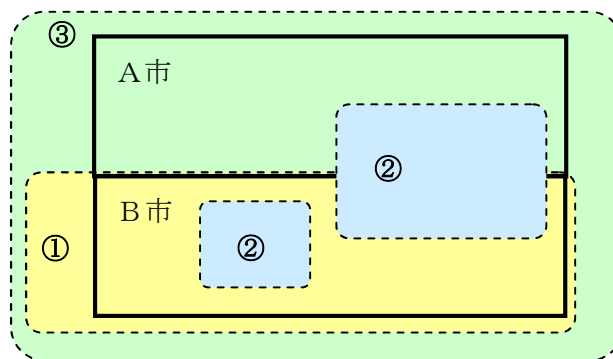
以上の通り、基本計画の対象地域については、少なくとも単独市町村の範囲を超える地域とすることが適当とされていますが、平成 11 年 7 月の市町村の合併の特例に関する法律の一部改正を契機とした市町村合併が進み、単独市町村の範囲が広域化している現状を踏まえると、旧市町村の範囲など市町村の一部を計画対象地域とすることも適当と考えられます。

計画対象地域を設定する上では、例えば、歴史的背景や地域資源の共通性、広域的な共同利用施設整備の有無など、地域の関連性や共通的な課題の有無を検討することが重要です。

なお、基本計画の対象とする範囲は、農業振興地域が中心となりますが、例えば、駅構内に地域特産物の販売コーナーを設ける場合など、農業振興地域以外の区域についても、その区域と連携して施策を推進することが求められる場合は、当該区域における取組も基本計画に盛り込むことが適当です。

－計画対象地域の考え方－

①単独市町村	1つの市町村を計画対象地域とする。
②市町村の一部	複数市町村、又は、単独市町村の一部の地域を計画対象地域とする。
③複数市町村	複数の市町村を計画対象地域とする。



2 計画に盛り込む行政分野について

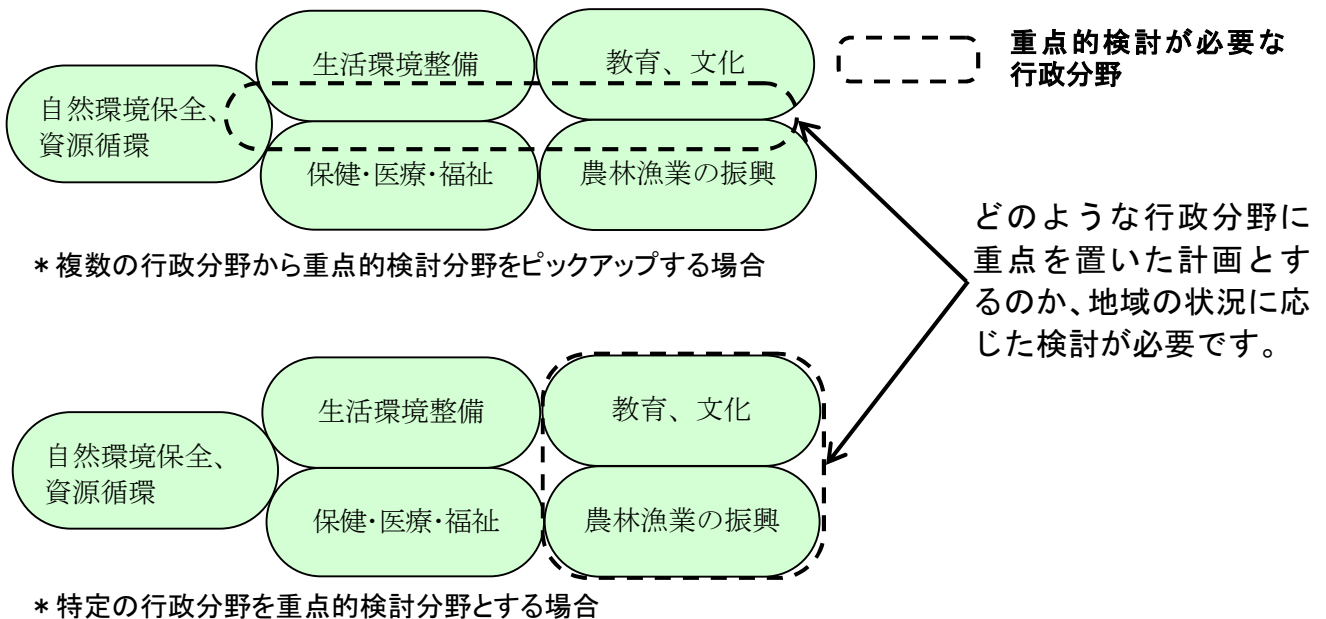
基本計画に盛り込む行政分野は、以下を参考にしつつ、計画対象地域の状況に応じた選択を行うことが必要です。

計画対象地域の振興に向けて、様々な行政分野における方向性や具体的施策が明確になっていない地域であれば、多様な行政分野を対象とした検討により基本計画を作成することが必要となります。

一方、高齢者福祉計画や農業振興地域整備計画等他の行政分野の計画において、既に計画対象地域の振興に向けた方向性や具体的施策が明確になっている地域であれば、当該行政分野についてはその内容を基本計画に反映することで、具体的な施策が明らかとなっていない特定の行政分野に重点をおいた検討により基本計画を作成することが有意義であると考えられます。

なお、既存計画によっては、一定の方向性は示されつつも、具体的な施策までは提示されていない場合もあります。このような場合、方向性については、既存計画の内容を踏襲し、基本計画の作成に係る調査の結果を踏まえ、必要に応じて見直し、具体的な施策を検討していきます。

－基本計画に盛り込む行政分野の考え方－



－基本計画の行政分野（参考）－

行政分野		施策
生活環境整備	道路・交通	国道、都道府県道、市町村道、生活道（集落間連絡道路、集落内道路）の整備、公共交通網の整備等
	上下水道整備	上水道、営農飲雑用水、簡易水道、飲料水供給施設、簡易給水施設、下水道、集落排水、合併処理浄化槽の整備等
	生活安全	防火水槽、防雪・防風施設、防犯灯の整備、急傾斜地防災対策・地滑り対策、地区防災・防犯組織の育成等

行政分野		施策
	住宅・定住	住宅地整備、住宅建設、空き家有効活用、新規定住者の確保等
	交流	農村公園や集会施設等の整備及び利用に関する取組等
	情報通信	高速情報通信網の整備、移動通信用施設等の情報基盤及び情報関連施設の整備及び情報通信技術の利用に向けた取組等
	その他	港湾施設、河川改修、海岸護岸整備、生活環境保全林等の整備及び利用に関する分野等
農林漁業の振興	農業生産基盤整備	灌漑排水施設、ほ場整備、農道整備、農用地防災及び保全、農用地開発、客土・暗渠排水、鳥獣害対策、農用地の改良、ストックマネジメント（生産基盤の長寿命化）等
	林業基盤整備	造林、間伐の推進、林道・作業道の整備、治山、保安林改良、作業基地の整備等
	漁業基盤整備	漁港施設、漁港関連道、魚礁設置、消波施設設置、水源涵養林の整備及び利用に関する取組等
	農林漁業振興	担い手育成・新規就農者支援、耕作放棄地対策、環境保全型農業、農林水産物加工・直売等6次産業化、農商工連携等
都市農村交流・観光	グリーン・ツーリズム	体験農園、観光農園、加工体験施設等の整備、利用に関する取組等
	観光・都市農村交流	市民農園、交流拠点施設、多目的広場、宿泊施設、道（海）の駅、山村留学、観光ネットワークの構築等都市農村交流に関する施設等の整備及び利用に関する取組等
自然環境保全・資源循環	自然環境資源の保全	親水施設、ビオトープの整備、環境教育、景観保全、河川等の水質浄化、不法投棄の防止等
	資源循環	堆肥化施設、リサイクルセンター、自然エネルギー利用施設、バイオマス施設等、未利用資源の利用に向けた施設の整備及び利用に関する取組等
保健・医療・福祉		保健・医療・福祉関連施設の整備、高齢者の見守り・生活支援等
教育・文化	学校・校舎	小中学校改築、休廃校施設の有効活用等
	歴史・文化	伝統文化の保存・継承、遺跡・史跡等の保全、伝統的家屋の復元・保全等
	教育・文化施設	運動公園・スポーツ施設、図書館・博物館、生涯学習施設等の整備及び利用対策等

3 基本計画の作成体制について

地域の課題を適切に捉えた基本計画を作成するためには、対象とする地域や行政分野に応じた作成体制を構築する必要があります。計画対象地域、行政分野それぞれの広狭の組み合わせから、大別すると以下の4つのケースが考えられます。

－作成体制の考え方－

	複数市町村 (又は複数市町村の一部)	単独市町村 (又は単独市町村の一部)
行政分野 (広い)	<p>ケース① 複数の市町村の関係部署の職員、複数市町村の住民による検討体制の構築</p> <pre> graph TD A[A市] --- A1[農業振興課] A --- A2[環境課] A --- A3[建設課] B[B市] --- B1[農業振興課] B --- B2[環境課] B --- B3[建設課] </pre>	<p>ケース② 単独市町村の関係部署の職員、住民による検討体制の構築</p> <pre> graph TD A[A市] --- A1[農業振興課] A --- A2[環境課] A --- A3[建設課] </pre>
行政分野 (狭い)	<p>ケース③ 複数の市町村の特定の部署の職員、複数の市町村の住民による検討体制の構築</p> <pre> graph TD A[A市] --- A1[農業振興課] B[B市] --- B1[農業振興課] </pre>	<p>ケース④ 単独市町村の特定の部署の職員、住民による検討体制の構築</p> <pre> graph TD A[A市] --- A1[農業振興課] </pre>

なお、一般的に計画の対象地域、行政分野が広くなれば、作成体制に含める関係者の人数は増え、計画の検討、調査及び事務的な負担も増すことから、作成を担当する課の職員体制についても、その負担を考慮した体制とすることが必要です。

また、具体的な施策の決定段階等では、部署間、市町村間での調整等も必要となってくるため、部長等調整が可能で、ある程度の決定権を持った役職者を含めた作成体制とすることが望ましいです。

◆基本計画の作成に必要な期間について

地域自主戦略交付金メニューのうち、集落基盤整備事業は基本計画の作成が事業実施の必須条件、中山間地域総合整備事業（うち集落型事業の生産基盤事業は除く）は基本計画又は基本計画に準ずる計画の作成が事業実施の必須条件となっており、事業導入を見据えて基本計画の作成に至る市町村が多い実態にあります。このため、1年以内で基本計画を作成する市町村が大半を占めています。しかし、計画の対象とする行政分野、計画対象地域の広狭、地域診断における調査ボリューム等によっては、作成に1年を超える期間が必要なケースも出てくると考えられます。

このため、基本計画の作成には、早期に作業スケジュールを設定し、無理のない作成期間を確保することが必要です。

STEP2 調査の実施

1 現状の整理

基本計画の作成に先立ち、地域の現状や特性を改めて整理・把握し、今後の課題抽出や目標設定の際の基礎データとするため、各種統計データ等を用いて、以下のような項目を「地域の情勢」として整理します。

項目には、地域の基礎的な情報として全市町村が共通して整理する項目と、計画の行政分野に応じ、各市町村が選択して記載する項目があります。選択して記載する項目については、以下の例を参考に、計画作成に取りかかる段階で想定されている地域の課題や基本計画の中で取り組む内容と関連するものについてのみ記載し、課題抽出や目標設定の際に不足する項目があれば適宜追加するものとします。

なお、既存のデータがある場合は可能な限りそれを活用し、不足するデータについてのみ調査を行うことで、効率的に整理を行うことが可能です。

－地域の情勢において整理する項目（例）－

地域の基礎的な情報として整理する項目	
<input type="checkbox"/>	立地条件 地域の位置、計画対象地区の範囲、地勢、気候等
<input type="checkbox"/>	土地利用の状況 農用地（水田、畑、樹園地）、森林、宅地の面積等
<input type="checkbox"/>	人口・世帯数 人口・世帯数、年齢別人口構成比等
<input type="checkbox"/>	産業構造と動向 就業者総数、産業別就業人口の変化等
<input type="checkbox"/>	農家・農業就業者数 農家数、農業就業者数の変化、専業兼業別農家数等
計画の内容に応じ選択して記載する項目	
生活環境整備	<input type="checkbox"/> 道路・交通 国道、都道府県道の位置、計画対象地域へのアクセス、生活道の整備状況、公共交通網の整備状況等
	<input type="checkbox"/> 上下水道整備 上水道、下水道の整備、加入状況等
	<input type="checkbox"/> 生活安全 防火水槽、防雪・防風施設の整備及び被害の状況、急傾斜地・地すべり等の危険箇所の指定及び被害の状況、地区防災・防犯組織の状況、河川海岸等のハザードマップの整備状況等
	<input type="checkbox"/> 住宅・定住 住宅地整備、住宅建設の状況、空き家の状況、新規定住者の状況等
	<input type="checkbox"/> 交流 農村公園、集会施設等地域住民の交流の場となる施設の整備及び利用状況等
	<input type="checkbox"/> 情報通信 高速情報通信網、移動通信用施設等情報基盤の整備の状況等

	<input type="checkbox"/> その他 港湾、河川、海岸護岸整備、生活環境保全林の整備状況等
農林漁業の振興	<input type="checkbox"/> 農業生産基盤 用排水路・施設、ほ場、農道などの生産基盤の整備状況等 <input type="checkbox"/> 農業の状況 認定農業者等中核的農家及び農家組織数の推移等担い手の状況、農産物の加工・直売に関する施設の整備及び取組の状況、環境保全型農業の取組状況、耕作放棄地、鳥獣被害の状況等 <input type="checkbox"/> 林業及び林業生産基盤 林家数、林業就業者数、林道・作業道の整備状況、その他林業に関する施設の整備等の状況等 <input type="checkbox"/> 漁業及び漁業基盤 漁家数、漁業就業者数、漁港、その他漁業に関する施設の整備等の状況等
都市農村交流・観光	<input type="checkbox"/> グリーン・ツーリズム 体験農園、観光農園、加工体験等地域の農業農村資源の体験等に関する施設等の整備及び利用の状況等
	<input type="checkbox"/> 観光・都市農村交流 市民農園、都市農村交流施設、多目的広場、宿泊施設、道（海）の駅、観光ネットワークの構築、山村留学等観光・都市農村交流に関する施設の整備及び利用等の状況等
自然環境保全・資源循環	<input type="checkbox"/> 自然環境資源の保全 ビオトープの整備、環境教育、景観保全、親水施設、河川等の水質浄化、不法投棄防止等の自然環境の保全に関する施設の整備及び取組の状況等 <input type="checkbox"/> 資源循環 堆肥化施設、リサイクルセンター、自然エネルギー利活用施設、バイオマス施設等の未利用資源の利用に向けた施設の整備及び利用の状況等
保健・医療・福祉	<input type="checkbox"/> 保健・医療・福祉 保健医療福祉に関する施設の整備状況、高齢者の見守り、生活支援等の高齢化を地域で支える活動の取組状況等
教育・文化	<input type="checkbox"/> 学校・校舎 小中学校の改築状況、休廃校施設の立地及び利用状況等 <input type="checkbox"/> 歴史・文化 伝統文化・遺跡・史跡等の歴史・文化資源の立地、保全・復元及び利用の状況等 <input type="checkbox"/> 教育・文化施設 運動公園・スポーツ施設、図書館・博物館、生涯学習施設等の整備及び利用の状況等

*各種統計データの掲載については、P. 54～55 を参照

2 計画作成への住民参加

(1) 基本的な考え方

地域住民の意向把握は、地域診断において整理する地域の課題を適切に把握すると同時に、基本計画の推進段階における地域住民等の参加の方法を検討するために必要不可欠な工程です。

では、なぜ住民の意向把握に基づいて、課題の抽出や計画推進への地域住民等参加の方法を検討する必要があるのでしょうか。その理由は大きく以下の3点です。

●基本計画の作成時点における課題を把握するため

計画の基本的な位置づけで触れたように、基本計画は計画の対象とする行政分野における方向性に加え、具体的な施策を定めるものであることから、その基礎資料となるよう、計画作成時点における課題や課題を解決する上で活用の可能性のある地域資源を把握することが必要です。そのためには、基本計画作成時点において、地域の状況を詳しく知る住民の意向を把握することが必要です。

●実現性の高い住民参加の方法を検討するため

基本計画の円滑な推進に向けては、地域住民等の参加や協力を得ることが不可欠な施策があります。このような施策について、実現性の高い住民参加の方策を検討するためには、施策推進への参加・協力の可能性などを把握することが必要となり、そのためには、地域住民の意向を把握することが必要です。

●計画推進段階において住民の参加を得るための仕掛けとするため

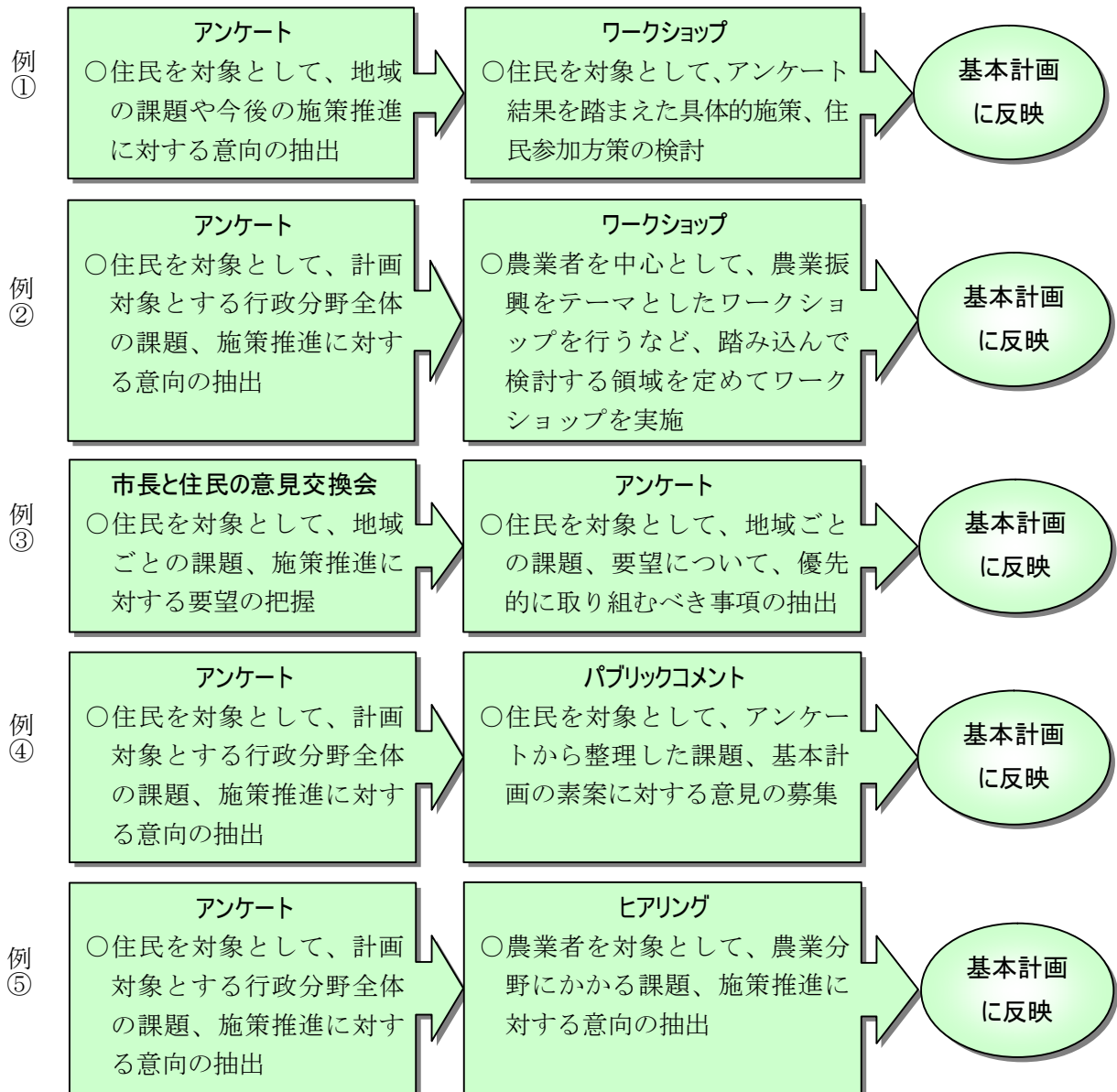
住民の意向把握の方法として、例えばワークショップのような手法を取り入れる場合は、施策推進に対する参加方策を直接検討することができるとともに、施策推進に対する住民の参加意識を高めることができます。計画作成後には、ソフト施策の推進主体や交流施設等の管理運営母体としての活動、施策の評価に関わる等、計画作成から施策評価、積極的な事業主体として関わっていくことを想定した総合的な住民参加を促すための仕掛けとしても住民の意向の把握は重要な意味を持っています。

◆意向把握の方法をどのように選択すべきか？

これまで基本計画を作成した市町村の例からは、アンケートとワークショップを併用して実施するケース、もしくは、いずれかを実施するケースが多いといえます。また、農業に係る課題や高齢者の生活環境に係る課題など、専門性の高い特定の行政分野に係る課題や資源を抽出する場合、その状況に詳しい人材や団体への個別のヒアリング調査を取り入れることもあります。さらに、市町村長と住民の意見交換の場など、既存の仕組の中で住民との意見交換を行う機会が設けられている場合、その場を活用して意向を把握することもできます。

「住民参加の下で作成・推進する農村振興のマスタープラン」という基本計画の位置づけから、住民一人ひとりが農村振興に向けた役割を実感できる範囲の地域や特定の行政分野を単位としたワークショップを実施することが理想といえますが、アンケート、ワークショップ等のそれぞれの特徴や、計画対象地域の広狭、計画の作成を担当する職員体制を考慮し、地域の状況に応じた意向把握の方法を選択することが必要です。

－アンケート、ワークショップ等を併用して実施している例－



－意向把握の方法別に見た特徴と課題－

意向把握の方法		特徴	課題
ワークショップ	自然・生活環境等地域住民共通の様々な行政分野の検討を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の身の回りにある課題や地域固有の資源を把握することが可能であるとともに、課題を踏まえた施策や整備について要望のある具体的な場所を把握することが可能です。 ○住民同士の意見交換に基づいて、施策や計画推進に係る住民参加方策を検討することが可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○あまり多くの集落を一度に実施することが困難です。目安としては3集落程度が限度となります。 ○基本計画の対象地域が広範囲である場合など、数多くワークショップを実施することとなり、事務的な負担が増します。
	環境点検を実施する場合	<ul style="list-style-type: none"> ○住民同士の意見交換に基づいて、課題、施策や計画推進に係る住民参加方策を検討することが可能です。 ○3集落程度までの狭い地域から、広範囲な地域までを対象に開催することが可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○課題、資源等の状況を視覚的に共有化することができません。 ○開催地域が広範囲の場合、地域固有の課題、資源の把握が困難です。また、住民参加方策について、一人ひとりが役割を実感しながら検討を行うことが困難です。
	環境点検を実施しない場合	<ul style="list-style-type: none"> ○専門性の高い特定の行政分野の課題や資源を把握することができます。 ○参加者同士の意見交換に基づいて施策や住民参加方策を検討し、意見のある程度集約することが可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の身の回りにある課題や地域固有の資源を把握する方法としては不向きです。
アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ○特定の行政分野について専門性の高い検討を行う場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ワークショップに比べて多くの住民を対象とした意向把握が可能です。 ○意向把握の結果を件数や比率によって客観的に分析することが可能であるため、計画の数値目標を定める際の参考とすることが可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○書面調査であることから、住民同士の意見交換に基づいて、施策や計画推進に係る住民参加の方策を検討することはできません。
ヒアリング調査		<ul style="list-style-type: none"> ○農業など専門性の高い特定の行政分野の課題や資源を把握することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○広範な行政分野の課題を抽出する方法としては不向きです。 ○意見交換に基づいて、課題や施策等を集約することができません。

*環境点検とは、地域を踏査して地域の課題や資源を抽出する方法です。(P. 26を参照)

意向把握の方法	特徴	課題
パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ○ワークショップに比べて多くの住民を対象とした意向把握が可能です。 ○計画素案を作成した段階での実施が一般的です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な意見が寄せられた場合、意見交換に基づいて、課題や施策等を集約することが困難です。

(2) ワークショップの実施方法

ワークショップは、参加者同士の自由な発言から、地域の課題を顕在化し、課題に対する対応策の検討や計画対象地域の振興に向けて活用すべき資源を抽出する方法です。

以下にワークショップの実施及び実施に向けた基本的な考え方を解説します。

●実施体制

ワークショップの実施にあたっては、参加者の確保、資料や会場の準備など、開催に係る事務的な負担を踏まえた実施体制の確保が必要となります。

環境点検を実施する方法を選択した場合、支所の担当者など地域の状況を熟知した職員を含めた実施体制を検討します。また、ワークショップの開催回数が多くなる場合、職員の負担を考慮し、開催回数に応じた実施体制を検討します。

●参集範囲、参集方法

実施方法に応じて、ワークショップの参加者を募ります。

－参集範囲、参集方法の考え方－

実施方法	参集地域の範囲	対象者	参集方法
環境点検を実施する場合	広範な地域を対象とした参集は困難です。目安としては3集落程度が限度です。	一般住民から参加を募ります。幅広い年代層からの参加が得られるようにします。	自治会等の参集対象の住民が加入する組織を通じて参集します。
環境点検を実施しない場合	3集落程度までの狭い地域から、広範な地域までを対象として実施できます。	区長や農業委員、民生委員など、地域を知る代表的な方が対象となります。	
特定の行政分野について専門性の高い検討を行う場合	3集落程度までの狭い地域から、広範な地域までを対象として実施できます。	農業分野であれば農業者を対象とするなど、検討テーマとする行政分野と関連性の深い住民を対象とします。	農業委員会等の参集対象の住民が加入する関係団体を通じて参集します。

*この他、新たな地域資源の発掘を目的に、都市住民など地域外の参加者を募って実施する方法もあります。

●コーディネーターの役割

コーディネーターは、オリエンテーションにおいてワークショップの進め方等の説明を行うとともに、ワークショップ全体の進行を管理する役割を担当します。

コーディネーターは、基本計画の作成に係る担当職員が実施することが理想的ですが、担当職員に経験がないなど、市町村内部での実施が困難な場合、大学や研究機関等の専門家の協力を得て実施します。なお、関係府省等のウェブサイトで専門家を探すこともできます。

オリエンテーションでは、以下の点等について説明します。

◆開催の主旨

- ・ 基本計画の概要、ワークショップのテーマについての説明
- ・ 検討テーマに係る課題の把握、課題解決に向けた計画の検討のために実施する旨の説明

◆全員参加により行うこと

- ・ 参加している全員が発言する場であることの説明

◆タイムスケジュールと作業内容

- ・ ワorkshopの工程、工程ごとの作業内容、予定時間の説明 等

◆関係府省等の専門家登録に係るウェブサイト

総務省自治行政局地域自立応援課：地域人材ネット

<http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html#tiikikeiei>

内閣官房地域活性化統合事務局：地方の元気応援人材ネットワーク（地方活性化伝道師リスト）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/genki/090707/network.html>

国土交通省都市・地域整備局地方振興課：地域振興アドバイザー一覧

http://www.mlit.go.jp/crd/crd_chisei_tk_000028.html

国土交通省観光庁観光地域振興課：観光カリスマリスト

http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/jinzai/charisma_list.html

全国土地改良事業団体連合会：農山漁村地域力発掘支援モデル事業ページ

<http://www.inakajin.or.jp/furusato/adviser/index.php>

(社) 日本有機資源協会：バイオマスタウンアドバイザー

<http://www.jora.jp/>

(財) 都市農山漁村交流活性化機構：グリーンツーリズム人材データベース

<http://jinzai.ohrai.jp/gt/>

(財) 地域活性化センター：地域力創造人材データベース

<http://www.chiiki-dukuri-hyakka.or.jp/cgi-bin/serch.cgi>

*本資料作成時点のものであり、変更の可能性があります。

●資料(地域のデータ)の準備

参加者の地域の現状認識を高めることを目的に、ワークショップの実施に際しては、地域の現状を表すデータをグラフ等で整理して提示する必要があります。

ー地域データの例ー

以下の項目等について、10年程度の変遷を整理します。

- 地域の人口の推移
- 地域の世帯数の推移
- 地域の高齢化率の推移
- 地域の農家戸数の推移
- 総世帯数に占める農家戸数の割合の推移 等

●タイムスケジュール及び検討手法(例)

ワークショップの開催に当たっては、検討のテーマやタイムスケジュールを予め示し、検討テーマに係る地域の問題点や、課題等について、参加者がワークショップの開催前に考えを整理して行うことができるようにします。ワークショップの結果は、その都度取りまとめて参加者に提供し、内容を共有します。

また、参加者全員から意見を得ることを目的に、検討グループの人数は、1班につき、5から6名程度を目安とします。なお、ワークショップの実施が3～4時間より大幅に長くなる場合、午前・午後等2回以上、あるいは2日以上に分けて検討を行います。

－環境点検を実施する場合(例)－

〔午前〕

所要時間	作業内容
10分程度	◆オリエンテーション 開催主旨、作業工程・内容等を説明します。また、地域のデータを用いて、集落の状況や将来の予測などについて、説明を行います。
10分程度	◆各班内での自己紹介と役割分担 進行係、写真係、記録係等を決めます。
1時間～ 3時間程度	◆環境点検の実施(環境点検図の作成による問題点と課題、資源の整理) ①環境点検 班ごとに集落を巡回し、地域の生活環境や自然環境等について、良い点(資源)、直したい点(問題点や課題)を探し、気付いた場所を写真に撮影します。なお、写真の撮影は20枚程度を限度とします。 ②環境点検図の作成 環境点検の終了後、撮影した写真をマップに貼り付け、良い点、直したい点それぞれについて、その説明を付箋にメモし、写真の近くに貼り付けます。以上により、環境点検図が完成します。(環境点検図のイメージはP.56～57を参照) ③環境点検図の発表 各班で作成した環境点検図を発表します。

*所要時間は状況に応じて調整をしてください。

〔午後〕

所要時間	作業内容
1時間程度	◆構想図の作成(改善方策の整理) 環境点検図で整理した、直したい点について、その状況の改善や解決のためにどのような取組・整備が必要なのか、また、良い点についてはどのような活用をすべきかについて検討の上、地図上に整理します。(構想図のイメージはP.58～59を参照)
10分程度	◆キャッチフレーズの検討 構想図にふさわしい地域のキャッチフレーズを検討し、1～2行程度で簡潔に取りまとめます。

所要時間	作業内容
1 時間程度	◆行動計画の検討(スケジュールと住民参加方策の整理) 構想図で整理した改善方策について、その実施時期を、短期(1~5年程度)、中期(6~10年程度)、長期(11年以上)等の3区分程度で整理します。また、それぞれの改善方策について、国・県・市町村、関係団体、住民等、どのような主体が中心となって実施するのかを検討し、表等を用いて整理を行います。(検討のイメージはP.60~61を参照)
1 班につき 5 分程度	◆結果発表 班ごとに検討結果を発表します。
5 分程度	◆講評 発表内容についての評価や今後の取組課題等についてコーディネーターよりコメントをします。

*所要時間は状況に応じて調整をしてください。

－環境点検を実施しない場合(例)－

所要時間	作業内容
10 分程度	◆オリエンテーション 開催主旨、作業工程・内容等を説明します。また、地域のデータを用いて、集落の状況や将来の予測などについて、説明を行います。
10 分程度	◆各班内での自己紹介と役割分担 進行係、記録係等を決めます。
20 分/テーマ 程度	◆問題点と課題の検討 基本計画の対象とする行政分野を踏まえ、生活基盤・生活環境、自然環境、産業・雇用、地域活性化、その他など、幾つかの論点(テーマ)を整理した検討フレームを用い「地域の問題点や課題」、「活用できる資源」など、参加者が発言しやすい論点で発言を求めます。発言は付箋等にメモし、ホワイトボードや模造紙等に貼り付けます。(検討フレームはP.62を参照)
20 分/テーマ 程度	◆改善方策の検討 問題点・課題、資源を踏まえ「今後必要な取組」、「今後必要な整備」などの論点で意見を求め、発言は付箋等にメモし、ホワイトボードや模造紙等に貼り付けます。(検討フレームはP.62を参照)
10 分程度	◆キャッチフレーズの検討 改善方策を踏まえ、地域のキャッチフレーズを検討し、1~2行程度で簡潔に取りまとめます。
20 分/テーマ 程度	◆行動計画の検討(スケジュールと住民参加方策の整理) 改善方策の実施時期を、短期(1~5年程度)、中期(6~10年程度)、長期(11年以上)等の3区分程度で整理します。また、それぞれの改善方策について、国・県・市町村、関係団体、住民等、どのような主体が中心となって実施するのかを検討し、整理を行います。(検討のイメージはP.60~61を参照)
1 班につき 3 分程度	◆結果発表 班ごとに検討結果を発表します。
5 分程度	◆講評 発表内容についての評価や今後の取組課題等についてコーディネーターよりコメントをします。

*所要時間は状況に応じて調整をしてください。

－特定の行政分野に係る検討を行う場合（例）－

所要時間	作業内容
10分程度	◆オリエンテーション 開催主旨、作業工程・内容等を説明します。
10分程度	◆各班内での自己紹介と役割分担 進行係、記録係等を決めます。
20分/テーマ程度	◆問題点と課題の検討 検討を実施する行政分野について、幾つかに区分した検討フレームを用いて問題点・課題を抽出します。区分は、農業であれば「土地利用」、「担い手の確保、育成」、「生産基盤、生産振興」、「流通・販売、その他」等参加者が問題点や課題を考えやすい区分とします。各区分について「農業経営の継続・発展に向けて直面している問題や課題」、「活用できる資源」などの点から発言を求めます。発言は付箋等にメモし、ホワイトボードや模造紙等に貼り付けます。（検討フレームはP.63を参照）
20分/テーマ程度	◆改善方策の検討 問題点・課題、資源を踏まえ「今後必要な取組」、「今後必要な整備」などの論点で意見を求めます。発言は付箋等にメモし、ホワイトボードや模造紙等に貼り付けます。（検討フレームはP.63を参照）
10分程度	◆キャッチフレーズの検討 改善方策を踏まえ、キャッチフレーズを検討し、1～2行程度で簡潔に取りまとめます。
20分/テーマ程度	◆行動計画の検討(スケジュールと住民参加方策の整理) 改善方策の実施時期を、短期（1～5年程度）、中期（6～10年程度）、長期（11年以上）等の3区分程度で整理します。また、それぞれの改善方策について、国・県・市町、関係団体、住民等、どのような主体が中心となって実施するのかを検討し、整理を行います。（検討のイメージはP.60～61を参照）
1班につき 3分程度	◆結果発表 班ごとに検討結果を発表します。
5分程度	◆講評 発表内容についての評価や今後の取組課題等についてコーディネーターよりコメントをします。

*所要時間は状況に応じて調整をしてください。

－ワークショップの開催に必要な用具（例）－

環境点検を実施する場合	環境点検を実施しない場合 特定の行政分野に係る検討を行う場合
<ul style="list-style-type: none"> ○模造紙、マジック、鉛筆、消しゴム ○付箋（大き目のもの） ○テープ又は磁石（発表時の模造紙固定用） ○ホワイトボード ○のり（写真の貼り付けに活用） ○地域の白地図（環境点検に活用） ○デジタルカメラ（環境点検に活用） ○プリンター（写真印刷用） 	<ul style="list-style-type: none"> ○模造紙、マジック、鉛筆、消しゴム ○付箋（大き目のもの） ○テープ又は磁石（発表時の模造紙固定用） ○ホワイトボード

●結果のまとめ方

以下はワークショップのまとめ方のイメージです。行政分野ごとに現状や改善方策、住民参加の方法を整理し、地域診断における課題の取りまとめ、施策を検討する上での参考とします。また、環境点検を実施する場合など、具体的な場所とともに抽出された問題点や改善方策等は、地図上に整理し、農村振興基本計画図（参考資料 P. 79 を参照）を作成する上での参考とします。

－結果のまとめ方（例）－

（地域住民共通の様々な行政分野の検討を行う場合）

分野		現状及び問題点	改善方策	住民参加の方法	地図番号
生活環境	道路、交通	危険な交差点や曲がり角がある	危険箇所の改善	カーブミラーの維持管理	①、②、⑤
		集落と県道を結ぶ道路の幅員が狭く事故や渋滞が発生する	県道へのアクセス道路の整備	－	③
		道路の状況が変わり、緊急車両の通行可能路線が整理されていない	緊急車両の通行可能路線マップの整備	通行可能路線の調査	－
自然環境	交流	蛍の発生地であるが、あまり知られていない	蛍の時期における活性化イベントの検討	検討の実施	⑦
	河川	河川に車両等の粗大ごみが放置されている	ごみ捨て防止の立て看板の設置、粗大ごみの撤去等美化活動	美化活動への参加、立て看板設置への協力	④
	田園風景	農地へのごみの投げ捨てが頻繁にある			⑧
	:	:	:	:	:

（特定の行政分野に係る検討を行う場合）

分野		現状及び問題点	改善方策	住民参加の方法
農業	耕作放棄地対策	山間地の農地のほか、基盤整備を行った農地においても耕作放棄地が発生している	耕作放棄地分布状況の把握、活用策の検討	地域の巡回点検活動への参加
			耕作放棄地解消ボランティアの育成	農業者のボランティア育成への協力、市民のボランティア活動への参加
			規模拡大生産者の掘り起こしと農地集積	耕作放棄地所有者の農地集積への協力
	地産地消	売れ残る直売所と品切れする直売所がある	直売所間の物流体制の整備	－
少量多品目生産の指導			－	
		品質が良くても高いものが売れ残る	売り方の検討	－
都市農村交流	グリーン・ツーリズム	加工施設について、休日のグリーン・ツーリズムの受け入れに利用できない	休日に加工施設を利用できるようにする	－
		PRが不足しているし、各地の生産者が行っているのだからわかりにくい	情報発信拠点の整備の検討	拠点施設の機能、管理・運営体制の検討への参加
	:	:	:	:

(3) アンケート調査の実施方法

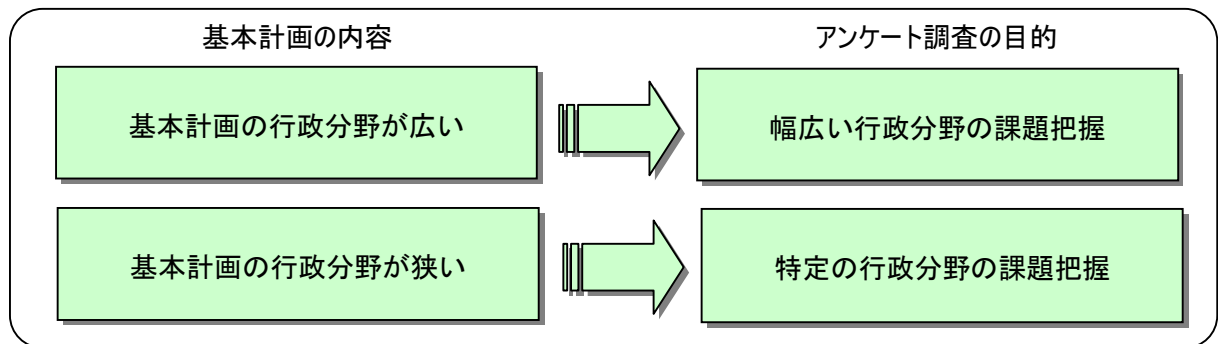
アンケート調査は、調査対象地区の住民を対象に、書面によって意向把握を行う方法です。

基本計画の内容は、地域の状況に応じて様々ですが、アンケート調査の目的や対象者の設定、設問の内容等の基本的な考え方については、以下を参考にしてください。

●調査目的の検討

アンケート調査の目的は、基本計画の対象とする行政分野について、計画対象地域における住民の意見を把握し、そこから地域の課題や期待される取組等を抽出することにあります。基本計画の対象とする行政分野に応じて設問の内容が異なりますので、アンケートを実施する上では、どの行政分野における課題を把握するのかを検討し、明確にすることが必要です。

－基本計画の内容と調査目的の関係性－



●サンプル数の設定

サンプル数については、対象者の抽出手法等により異なりますが、一般的には（単純無作為抽出の場合）調査結果の誤差との関係から以下の式を用いて設定します。

$$\text{必要とされるサンプル数} = k^2 \times P(1-P) \div E^2$$

k：信頼係数（信頼度* 95%の場合はk=1.96）

P：母比率（アンケートの回答結果の比率。実際には誤差が最も大きくなる50%で計算する）

E：目標誤差（3～5%が目安）

※信頼度とは、実際の調査結果が目標誤差に入る確率。

例えば、信頼度95%（k=1.96）、母比率50%（P=0.5）、目標誤差3%（E=0.03）の場合、必要とされるサンプル数は、約1,067サンプルとなります。仮に、アンケートの回収率が50%程度と考えられるならば、約2,000件はアンケートを配布する必要があるということになります。

ちなみに、目標誤差が5%であれば、必要とされるサンプル数は、約384サンプルとなります。

実際には、誤差が3～5%に収まる400～1,000サンプルの回収を目安に、期待される回収率等から現実的な配布数を決定することとなります。計画対象地域の人口が少ない場合など、回収サンプル数が400～1,000サンプルに満たないと予測される場合、悉皆調査とした方が精度が上がります。

●調査対象者の設定

調査の対象者は、調査目的に応じて設定します。例えば、生活環境整備分野や幅広い行政分野に関するアンケートを実施する場合、広く一般住民が対象となります。

一方で、農業分野など、特定の行政分野に関して一般住民では回答することの難しい詳細な内容のアンケートを実施する場合や、受益対象者が限定される整備予定施設に関するアンケートを実施する場合などは、調査目的に即した対象者を抽出することが必要です。

●配布・回収の方法、期間

アンケートは、郵送等によって配布・回収を行う場合と、地区代表者等によって直接配布・回収を行う方法が一般的です。

－配布・回収方法の比較－

	郵送等	直接配布・回収
回収率	直接配布に比べると回収率が低下する傾向にあります。	郵送に比べて回収率が高い傾向にあります。 (個人情報を問う内容の場合、封筒に入れて回収したり、回収は郵送にする等の配慮が必要)。
調査期間	設問数の少ないアンケートの場合、1週間～10日程度。設問数が多い場合は2週間程度。	郵送と同様の期間に加え、配布・回収に要する日数を確保することが必要です。

●設問の考え方

アンケートは、それぞれの目的、対象によって設問の詳細は異なりますが、概ね以下の項目について設問を設けます。また、多くの対象者から回答を得られるよう、設問は調査目的に応じて吟味し、あまり多くならないようにします。

計画の行政分野等	設問
様々な行政分野を対象にハード整備の評価、今後の意向を把握するための設問 (P.65を参照)	<p>①現状に対する評価の把握 (選択式) 生活道路、農道等の整備内容ごとに、現状に対する満足度を尋ねます。(満足、概ね満足、あまり満足できない、不満等の5段階程度)</p> <p>②今後の推進に対する意向の把握 (選択式) ①と同様の項目について、今後さらに整備を推進することの重要性を尋ねます。(重要、まあ重要、どちらともいえない、あまり重要ではない、重要ではない等)</p> <p>③整備の推進に対する意向の把握 (記述式) ②において重要、まあ重要等、整備の必要性を回答した住民に対し、具体的に必要と考える整備の内容を尋ねます。(「具体的にはどのような整備が必要だと思いますか」等)</p>
様々な行政分野を対象にソフト施策に対する評価、今後の意向を把握するための設問	<p>①現状に対する評価の把握 (選択式) 地産地消の推進、集落営農組織の育成、観光農園のネットワーク化、一人暮らし高齢者の生活支援等、行政分野ごとに重点的に推進してき</p>

計画の行政分野等	設問
(P.66 を参照)	<p>た取組に対する評価を尋ねます。(評価できる、概ね評価できる、どちらともいえない、あまり評価できない、評価できない等5段階程度)</p> <p>②今後の推進に対する意向の把握 (選択式) ①と同様の項目について、今後さらに推進することの重要性を尋ねます。(重要、まあ重要、あまり重要ではない、重要ではない等)</p> <p>③施策の推進を期待する内容 (記述式) ②において重要、まあ重要等、取組の必要性を回答した住民に対し、具体的に必要と考える取組を尋ねます。「(具体的にどのような取組が必要だと思いますか) 等)</p>
<p>特定の行政分野における現状と課題を掘り下げて把握する場合の設問 (P.67～69 を参照)</p>	<p>特定の行政分野に関して、現状と課題を掘り下げて把握する場合、現状、課題、期待される施策のそれぞれについて、幾つかの設問とともに地域の状況を踏まえた選択肢を設定し、記述式の設問も組み合わせアンケートを作成します。</p> <p>以下に、農業分野の現状と課題を把握する場合の設問を例示します。</p> <p>①経営の現状 (選択式) 経営形態 (専業・兼業等)、経営内容 (生産品目等)、経営規模 (面積、農作業従事者数等)、主要な販路 (JA出荷、直売等) 等、経営の現状について尋ねます。</p> <p>②現在の課題 (選択式・記述式) 高齢化・労力不足、鳥獣被害、販売価格の低迷、機械購入・整備資金の確保、土地の確保等、現在抱えている課題について尋ねます。</p> <p>③今後の意向 (選択式・記述式) 規模拡大・縮小の意向、今後新たに取り組みたいこと (新たな品目の導入、技術の向上、体験農園の開設、直売、加工品の開発等) について尋ねます。</p> <p>④期待する支援 規模の拡大や今後新たに取り組みたいことの実施に向け、期待する支援策を尋ねます。</p>
<p>整備予定施設についての意向を把握する場合の設問 (P.70～71 を参照)</p>	<p>調査対象とする施設について、住民の意向を把握する設問を設けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設機能に対する意向 (施設を構成する機能の必要性への意見) ○施設利用に対するニーズ (利用の可能性、利用頻度) ○施設の管理や運営への参加・協力の可能性
<p>共通項目 (回答者のプロフィール)</p>	<p>居住地区、年齢、性別、職業など、アンケート回答者の基本的な属性を把握するための設問を設けます。</p> <p>アンケート回答者のうち、農業者だけの回答結果を抽出するなど、対象者の属性ごとの傾向性を分析する場合は、その属性を選択肢として設けることが必要です。</p>

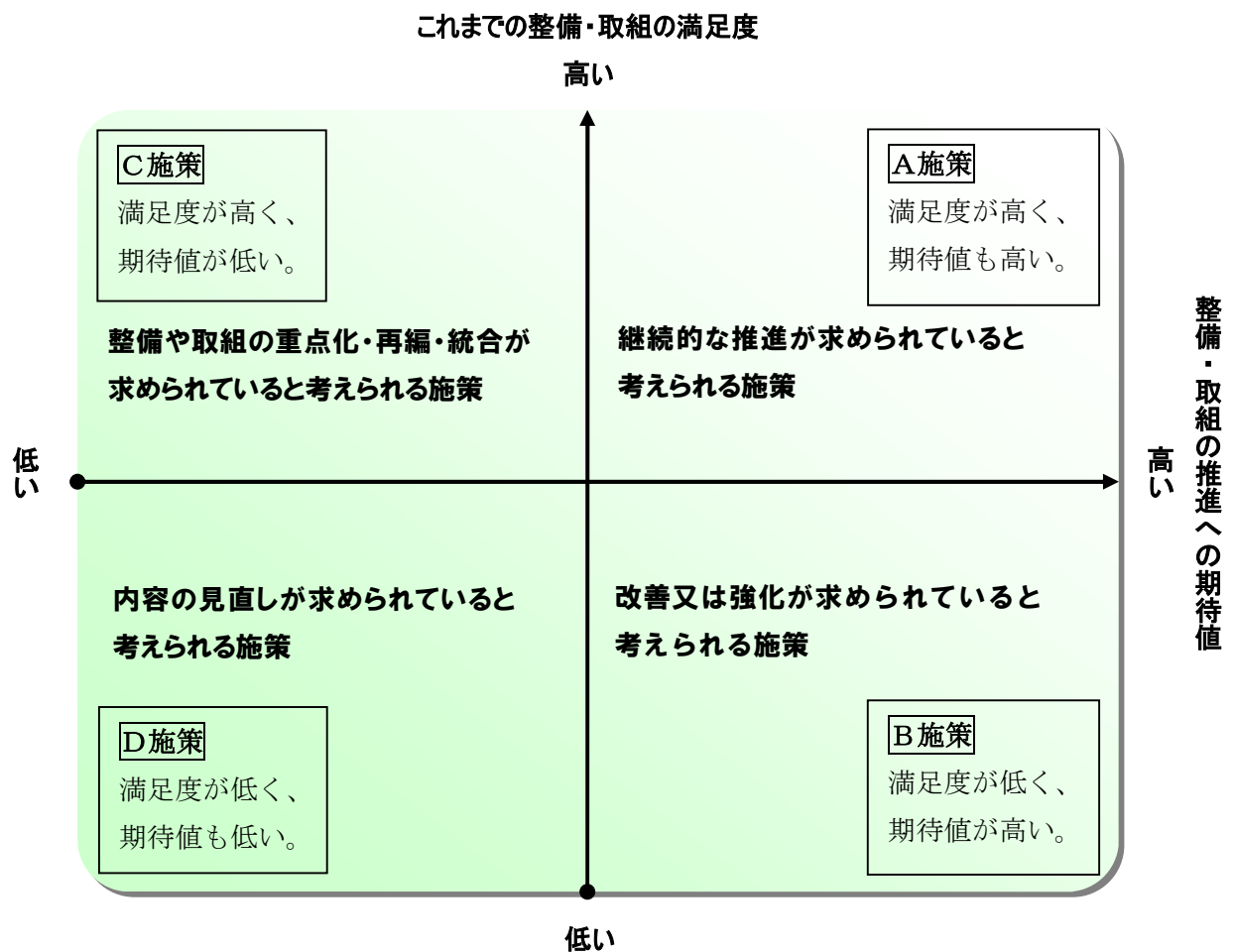
●結果のまとめ方

以下はアンケートのまとめ方のイメージです。アンケートの設問とした施策ごとに、現状に対する評価（満足度）や、今後の推進に対する意向（期待値）を一覧的にまとめ、地域診断における課題の取りまとめや施策を検討する上での参考とします。地域ごと等回答者の属性別に、結果を分析する際はクロス集計を行い、単純集計との比較や属性別の比較を行い、回答の傾向を分析します。

分析の考え方															
現状に対する評価の把握	<p>整備内容や取組ごとの回答結果を集計し、満足度の高低を明らかにします。分析の方法として、例えば選択肢が4段階の場合、回答に応じて点数を設定する等によって、整備内容ごとの満足度を一覧的に見られるようにします。また、必要に応じて、地区ごとの集計を行い、地区ごとの評価を分析します。</p> <p>◆回答の点数化</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>プラス評価</td> <td>満足 10 点、概ね満足 5 点</td> </tr> <tr> <td>マイナス評価</td> <td>あまり満足ではない -5 点、不満 -10 点</td> </tr> </table> <p>◆点数の集計結果</p> <p>総得点数を回答者数で序して評価点を集計します。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>整備・取組内容</th> <th>満足度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農道の整備</td> <td>8.2</td> </tr> <tr> <td>集落内道路の整備</td> <td>7.9</td> </tr> <tr> <td>集落間道路の整備</td> <td>5.2</td> </tr> <tr> <td>集落営農組織の育成</td> <td>4.8</td> </tr> </tbody> </table>	プラス評価	満足 10 点、概ね満足 5 点	マイナス評価	あまり満足ではない -5 点、不満 -10 点	整備・取組内容	満足度	農道の整備	8.2	集落内道路の整備	7.9	集落間道路の整備	5.2	集落営農組織の育成	4.8
プラス評価	満足 10 点、概ね満足 5 点														
マイナス評価	あまり満足ではない -5 点、不満 -10 点														
整備・取組内容	満足度														
農道の整備	8.2														
集落内道路の整備	7.9														
集落間道路の整備	5.2														
集落営農組織の育成	4.8														
今後の整備・取組の推進に対する期待する内容の把握	<p>現状に対する評価と同様に、回答の点数化を行い、点数の集計を行う等により、整備内容や取組ごとの期待値を一覧的に見られるようにします。また、自由回答の主要な意見を併記し、具体的な整備内容や取組についての意向を分析します。必要に応じて、地区ごとの集計を行い、地区ごとの期待値を分析します。</p> <p>◆点数の集計結果</p> <p>総得点数を回答者数で序して評価点を集計します。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>整備・取組内容</th> <th>期待値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農道の整備</td> <td>8.5</td> </tr> <tr> <td>集落営農組織の育成対策</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>観光農園のネットワーク化</td> <td>6.5</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-left: 20px;"> <p style="text-align: center;">整備推進を期待する内容</p> <p>◆農道の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○狭い農道の拡幅に対する期待 <ul style="list-style-type: none"> ・幅員 2m 程度の農道が多く、大型機械が入れない 等 ○老朽化した農道の更新に対する期待 <ul style="list-style-type: none"> ・路肩が崩れている農道があり、舗装が必要 等 <p>◆集落営農組織の育成対策について</p> <p style="text-align: center;">:</p> </div>	整備・取組内容	期待値	農道の整備	8.5	集落営農組織の育成対策	7.7	観光農園のネットワーク化	6.5						
整備・取組内容	期待値														
農道の整備	8.5														
集落営農組織の育成対策	7.7														
観光農園のネットワーク化	6.5														

満足度、期待値それぞれについては、平均点を基準とした高低により、以下の図等を用いて、A施策～D施策への分類を行うことができます。期待値の高いA施策、B施策は、アンケートの自由回答（整備や施策の推進を期待する内容）の意見も踏まえ、基本計画における施策の内容を検討します。

期待値の低いC施策、D施策については、各施策におけるこれまでの取組や効果を踏まえ、整備の重点化や施策内容の見直しの必要性を検討し、基本計画の施策を検討する上での参考とします。



(4)ヒアリング調査の実施方法

ヒアリング調査は、調査対象者との面談によって、意向を把握する方法です。計画の対象とする行政分野について、地域の状況に精通する住民や団体を対象として実施することにより、課題、資源及び今後の取組についての意向等を効率的に把握することができます。

●調査の依頼と調査項目

調査を依頼する際には、予め、ヒアリング調査の趣旨、日時とともに、ヒアリング調査項目を伝え、対象者が事前に考えを整理することができるようにします。調査項目は、行政分野に係る問題点や課題、対応策等を把握できるように設定します。

●結果のまとめ方

ヒアリング調査で把握した意見や意向については、幾つかの項目に分け、課題、改善方策及び住民参加の方法等に整理して記述します。

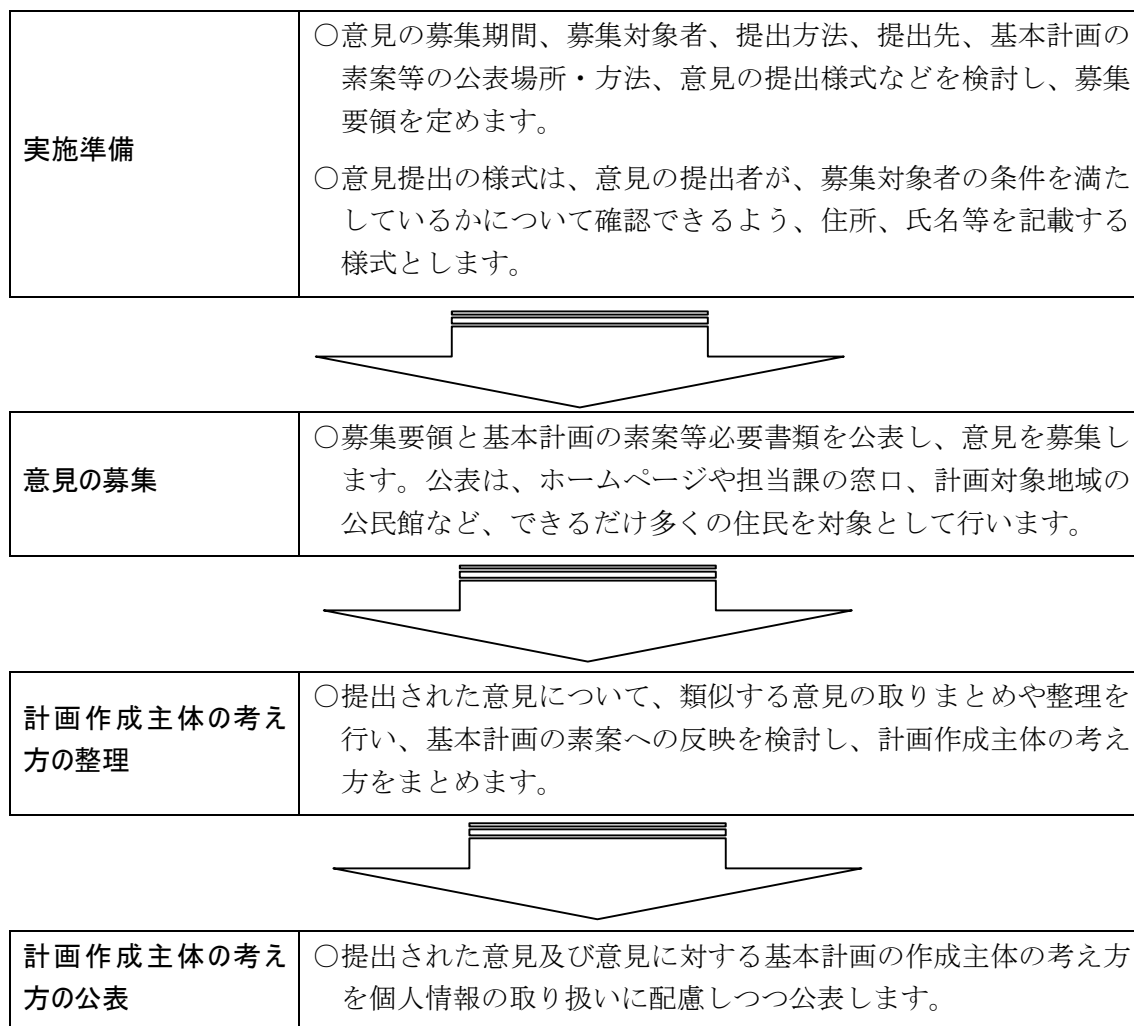
－調査結果の整理（例）－

	意見(課題及び改善方策)	住民参加の方法
土地利用	○耕作放棄地が発生しており、規模拡大を希望する農業者への集積等によって有効活用が必要である。 ○規模を拡大したいが、現在の耕地から遠く離れているため借りることが難しい。	○耕作放棄地の点検への協力 ○農地集積への協力
担い手、労働力	○集落の農業後継者は少なく、地域外からの受入等によって後継者を確保することが必要である。 ○農業を引退する者が始めているため、集落営農組織の法人化が必要である。	○技術を有する農業者による研修受入の検討 ○集落営農組織の法人化に向けた検討の実施
生産基盤 生産振興	○規格外品を破棄しているが、加工品等として有効利用策の研究が必要である。 ○基盤更新の時期だが、今後農業を続ける者は限られている。再整備の方針について検討の必要がある。	○規格外品の有効利用のための研究体制の整備、研究の推進 ○基盤更新の検討
流通・販売	○トマトのB級品について、既存販売先における単価が低いため、有利に販売できる実需者を確保することが必要である。	○生産部会における販路の開拓

(5)パブリックコメントの実施方法

パブリックコメントは、インターネットや書面により、住民等を対象として、調査結果から整理した課題や基本計画の素案に対する意見を募集する方法です。計画作成主体において、パブリックコメントの実施方法を定めている場合には、その方法に従って実施してください。

－パブリックコメントの実施方法（例）－

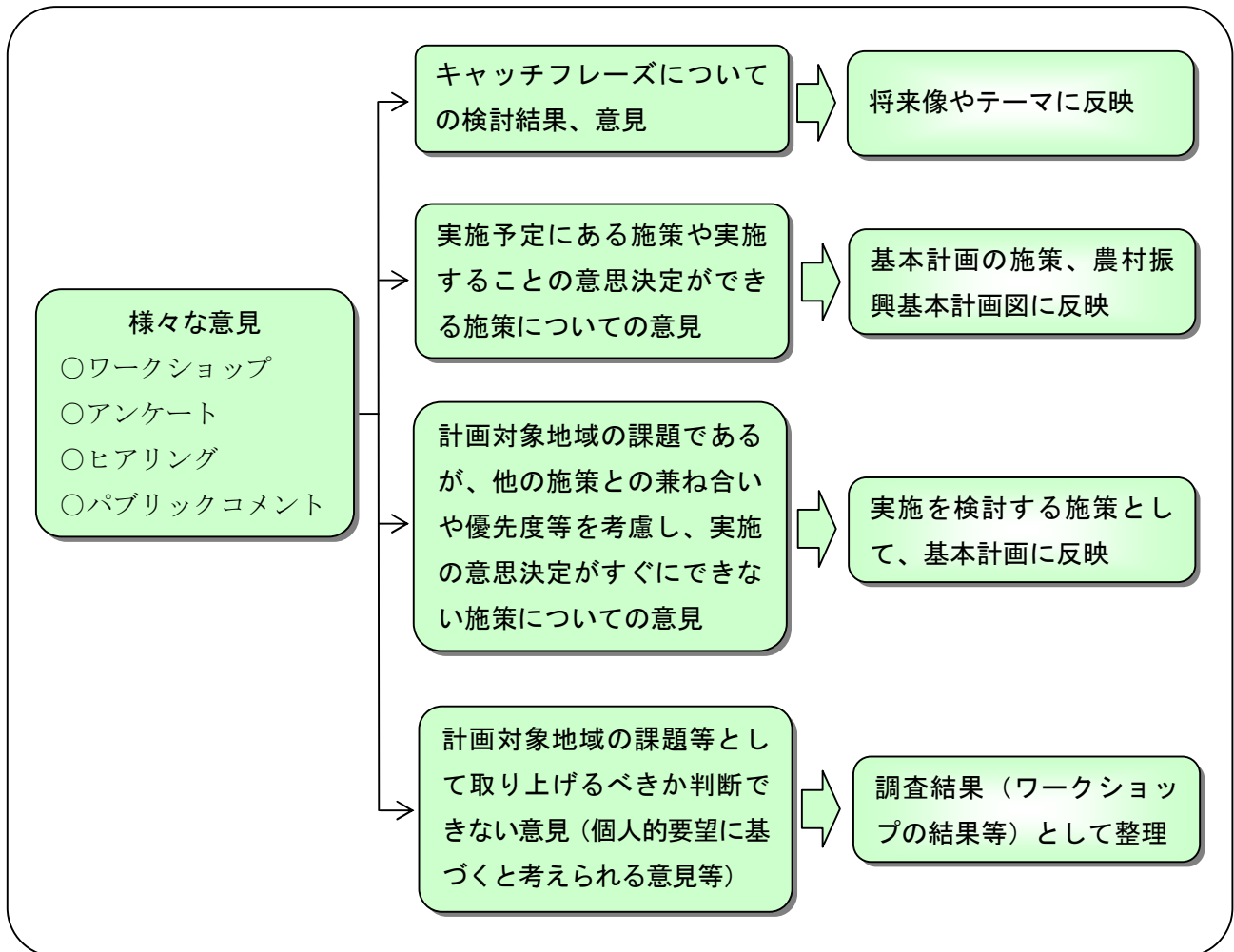


(6) 調査結果の計画への反映方法

ワークショップやアンケート調査、ヒアリング調査等を実施すると、発言者の私的な要望に基づく意見から、計画の施策として取り入れることのできる意見まで、様々な要望、課題、施策等に係る意見が挙がってきます。

これらの意見は、以下の例を参考に、意見のレベルを区分し、それぞれのレベルに応じた計画への反映を検討します。

－ワークショップ等における意見の計画への反映方法（例）－



3 地域診断の整理

地域診断では、住民意向の把握のために実施した各種調査の分析結果を踏まえ、計画対象地域の振興に向けた課題と、課題解決のために活用が期待される地域資源及びその活用の方法を整理します。（計画対象地域において、既に課題抽出の基礎となる調査が行われていて、基本計画の作成に活用が可能な場合、既存の調査結果を活用します。）

以下に地域診断を整理する上でのポイントを解説します。

●調査結果を総合的に分析して課題を抽出する

適切な課題を設定し、その解決に活用できる資源を抽出するためには、各種調査の結果を総合的に分析し、その結果を踏まえて考察することが必要です。

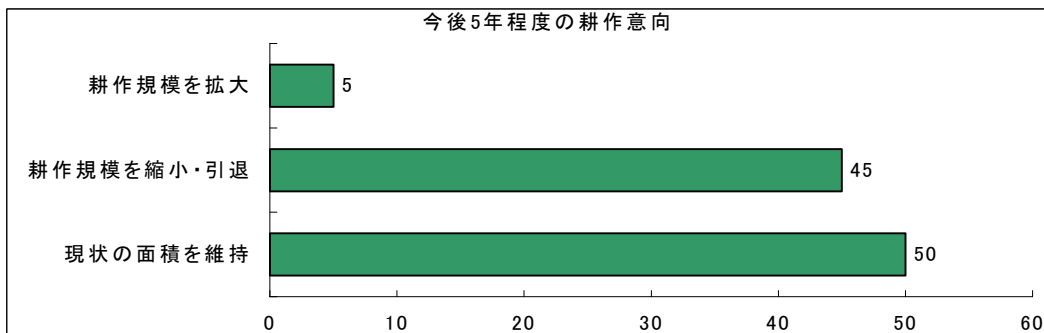
例えば、アンケート結果からは耕作放棄地の拡大が懸念されている状況が明らかになり、ワークショップの結果からは住民が市民農園の拡大を望んでいる状況（資源）が明らかになった場合、「耕作放棄地の解消」という課題に対し、住民の意向（資源）を踏まえ、「耕作放棄地を市民農園として活用する」という方策を取ることが考えられます。なお、課題やその解決策を取りまとめる際には、これらの調査結果を課題の背景として併記することが必要です。

－地域診断の整理方法（例）－

□耕作放棄地の解消

アンケート調査の結果からは、今後5年以内に耕作規模を縮小する考えの農業者が45%で、規模の拡大をする意向の農業者の5%を大きく上回る状況にある。こうした中、ワークショップの結果からは、農地の面的な集積を図りつつ規模拡大を志す農業者への集積を図るなど、中核的農業者の規模拡大への支援の必要性や市民農園としての利用のニーズが明らかとなったことから、中核的農業者及び地域住民による農地の有効利用に向けた方策を検討する必要がある。

農家アンケート結果



ワークショップの結果

農業者の意見

- ・既存の農地の近くであれば規模を拡大したいのだが、遠く離れている農地では借りることはできない。近くの農地を紹介してもらえるとありがたい。

地域住民の意見

- ・自宅の近くの市民農園は空いていないので、この地域でも市民農園があれば自分は借りたいと思う。他にも借りたい住民はいるのではないか。

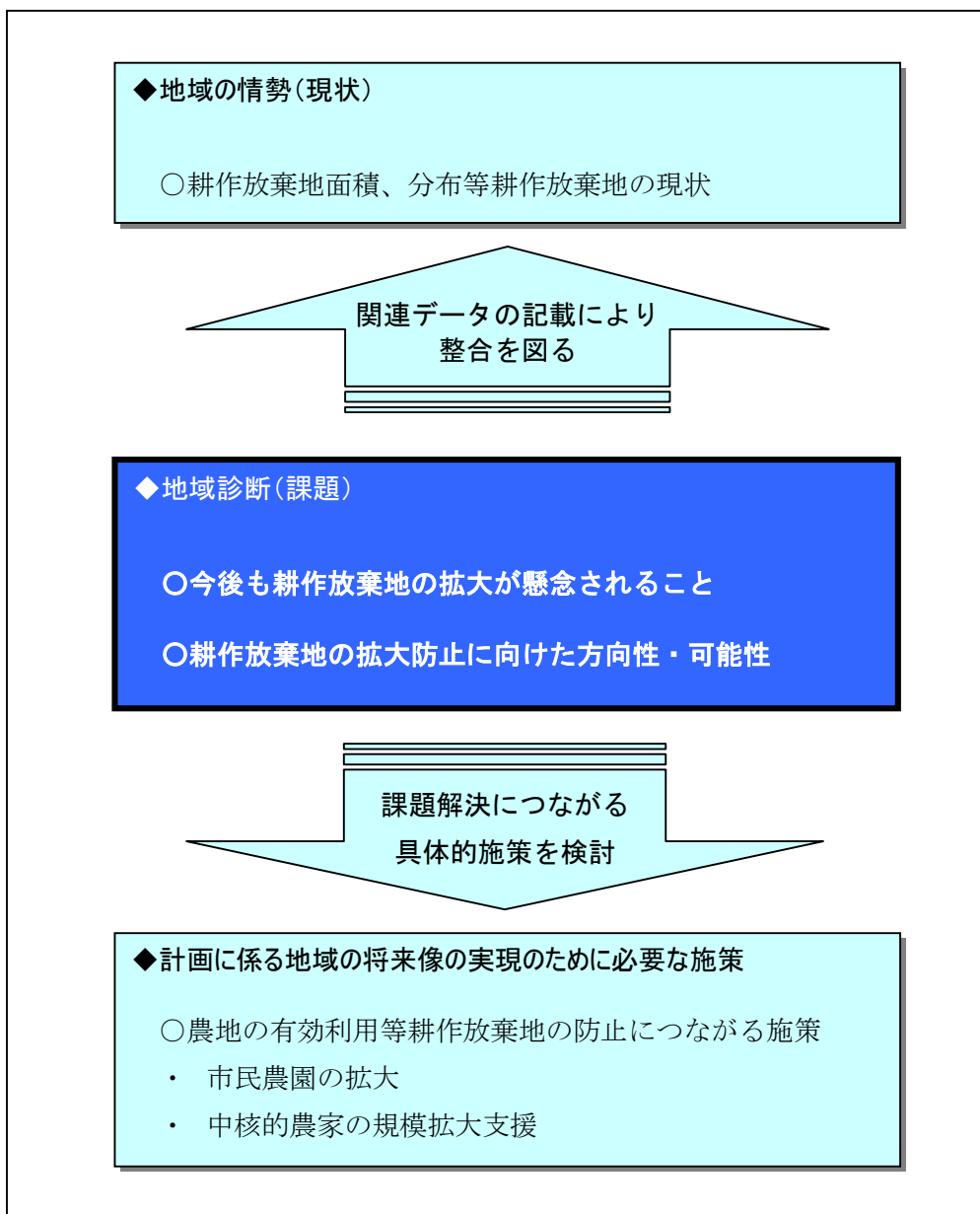
●他の章との整合を図る

地域診断は、現状（地域の情勢）と施策（計画に係る地域の将来像実現のために必要な施策）の間に位置し、地域の課題を示す部分であり、現状を踏まえつつ、施策の基礎となる課題を適切に示すことが必要です。

例えば、地域診断の結果、「耕作放棄地の解消」が課題として抽出される場合、地域の情勢では、耕作放棄地面積や分布等の資料を用いて耕作放棄地の現状が整理されていることが必要です。（地域の情勢でこれらのデータが整理されていなかった場合には、追加で整理します。）

また、この後に検討していく「計画に係る地域の将来像の実現のために必要な施策」では、耕作放棄地の解消につながる具体的施策が示されていくことになります。

－整合性確保のイメージ－



STEP3 計画の検討

1 地域の将来像、テーマ、目標の検討

計画に係る地域の将来像では、地域の将来の望ましい姿、農村振興のテーマ及び農村振興の目標を定めます。

それぞれの作成方法を以下に解説します。

(1) 地域の将来の望ましい姿の作成方法

地域の将来像は、タイトル文と解説文章等で示します。将来像は、農村振興のテーマや農村振興の目標との間で、目指すべき方向や文脈に一貫性が保たれていることに留意し、作成することが必要です。

タイトル文は、地域診断で整理した課題が解決された暁の地域の姿を想像し、その地域像を誰にでもわかりやすい言葉で、1～2行程度の文章で簡潔にまとめます。

次に、タイトルを解説する文章を作成します。この文章の内容は、以下の要素等を参考に、タイトルを補足的に説明する内容とします。

－地域の将来の望ましい姿のアウトプットイメージ－

地域の将来像(タイトル文)

将来像の解説を文章で記載します。

－将来像の解説文章を作成する上での要素(参考)－

- 計画対象地域の振興に向けて重点的に取り組まれてきたこと
- 地域の特徴や強み
- 地域が直面している課題の総括
- 地域の特徴や強みを活かした振興に向けての方向性
- 将来像の意味（将来像に込めた思い） 等

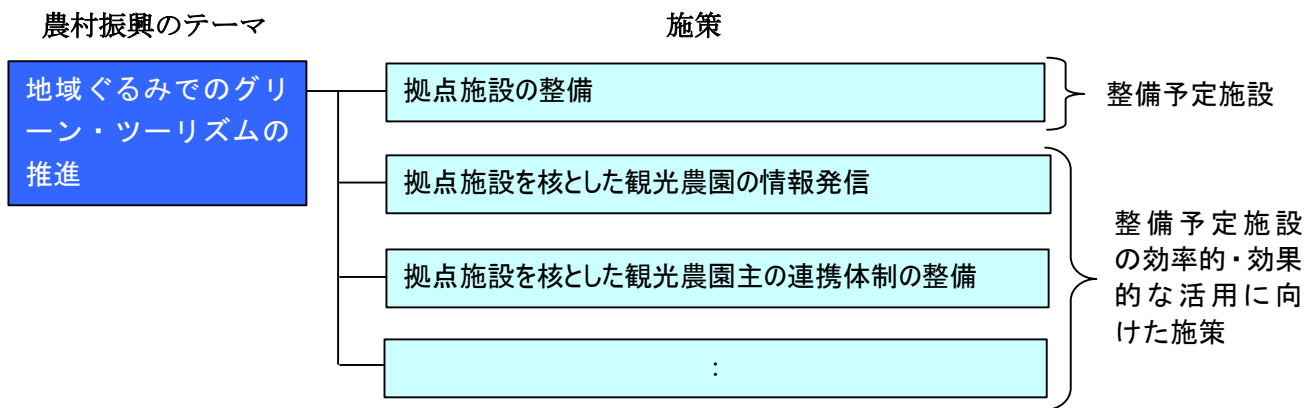
(2) 農村振興のテーマの作成方法

将来像を実現する上で、具体的施策により重点的に取り組むべき課題を農村振興のテーマとして設定します。

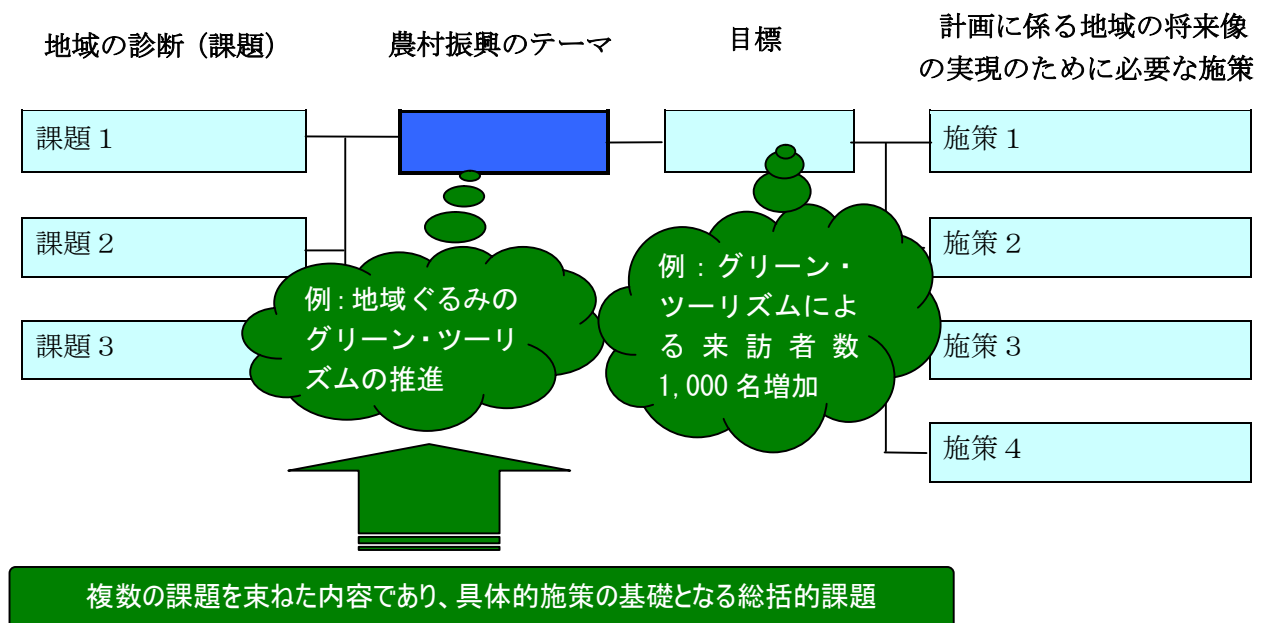
従って、テーマは、地域診断で整理した課題を束ねた内容であると同時に、目標の実現に向けて推進する具体的施策の基礎となるよう、総括的な課題であることが必要です。

また、基本計画を作成する市町村の多くは、特定の地域における基盤整備が予定されている等、計画対象地域の振興に向けた重要なハード整備が明らかになっている状況もあります。こうした場合、農村振興のテーマの一つとして、整備予定施設（ハード整備）に係るテーマを設定し、その効率的・効果的な活用に向けた具体的施策を検討することが重要と考えられます。

－整備予定施設に係るテーマの設定（例）－



－農村振興のテーマの考え方－



●農村振興基本計画図の作成について

農村振興のテーマや施策については、地理的な位置関係と範囲、施策相互の関連性などの全体像を明らかにすることを目的に、農村振興基本計画図を作成して図示します（P.79 ページを参照）。複数市町村で作成する基本計画については、市町村間の共通的な施策と単独市町村で実施する施策に区分して示します。

農村振興基本計画図を作成する上では、以下の事項に留意します。

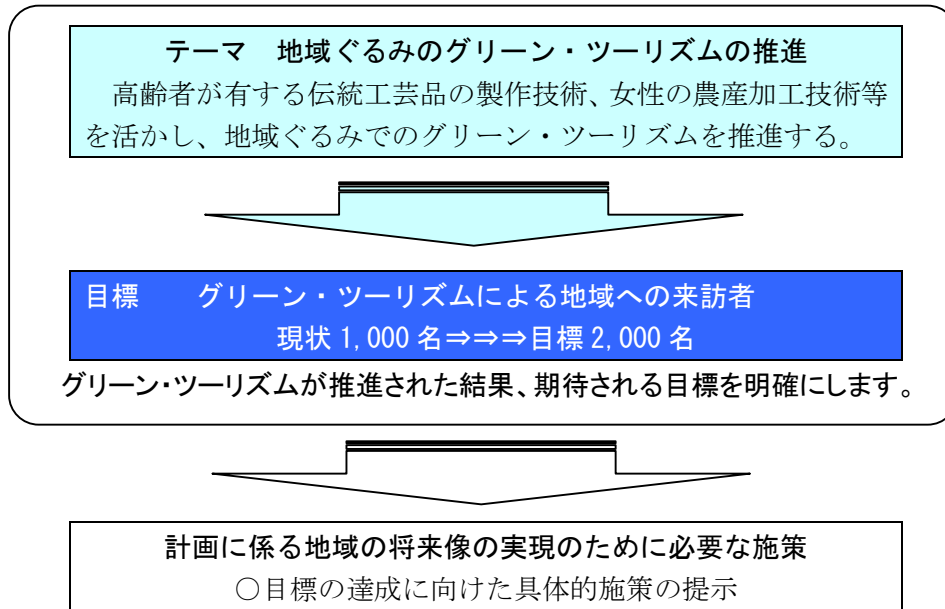
◆農村振興基本計画図作成上の留意点

- ・縮尺は1/25,000～1/50,000 とします。
- ・施策を講ずる範囲をゾーニングし概要を記載します。
- ・必要に応じて写真やイメージ図等を添付します。

(3) 農村振興の目標の定め方

農村振興の目標は、農村振興のテーマごとに、テーマとした取組が推進された際に得られる成果とその到達点を定めます。(総合計画などの既存の計画においてテーマと関連する目標値が設定されている場合、既存計画の目標を参考に、基本計画の目標年次との差を踏まえて目標値を調整し、基本計画の目標を定めることが必要です。)

－テーマと目標の関連性（例）－



事後評価可能な目標とするためには、統計データを用いて数値目標を定める方法がありますが、テーマに即した目標を定める上で参考となる統計データがない場合もあります。

このような場合、地域診断において実施するアンケートや計画のテーマと関係する団体への聞き取り等を行い、計画対象地域の現状や地域住民の意向を踏まえ、目標値を検討することが必要です。

さらに、統計データがなく、アンケート等によっても現状値を把握できないなどの事情により、数値目標を設定できない状況もあると考えられます。また、例えば、現状において全く行われていないテーマに取り組む場合など、必ずしも数値目標を設定することが適切ではない状況もあると考えられます。このような場合、以下の点に留意し、数値目標ではなく定性目標を定めることが必要です。

◆数値以外で目標設定を行う場合の留意点

- 曖昧さは避け、具体性を持ち、誰にも分かりやすいこと
- 成果（アウトカム）が明示されていること

文章による目標設定の例

住民の検討組織が整備され、地域ぐるみによるグリーン・ツーリズムの展開に向けた検討に取り組まれていること。

2 施策の検討

「農村振興に関する施策の基本方針」では、計画に係る地域の将来像の実現に向け、計画期間中に実施する施策について、「計画に係る地域の将来像の実現のために必要な施策」、「推進プログラム」、「地域住民等の参加の方針」の項目を具体的に示すこととなっています。

さらに、基本計画の円滑な推進を図ると同時に、進捗管理を効率的に行う上では、「予定事業」、「担当部署名」を示すことや施策のテーマ・目標との関連、推進スケジュールを一覧的に示す計画概要表、推進プログラムの一覧表（P. 73～74 を参照）を整理することも必要です。

－記載項目と記載内容－

項目	記載の内容
計画に係る地域の将来像の実現のために必要な施策	<p>農村振興のテーマごとに計画期間中に推進する具体的な施策について、施策の名称及びその内容を具体的に記載します。</p> <p>何らかの取組が必要である一方、実施内容が確定していない施策、実施の可能性が流動的な施策等検討段階にある施策については、当該施策の実施に向けた検討を行う旨を記載します。</p>
推進プログラム	<p>計画に係る地域の将来像の実現のために必要な施策について、実施する項目をできる限り具体的に記載します。</p> <p>この際、ハード施策については、整備内容とともに、施設の運営体制の検討や施設の設計等、ハード整備の前段階で実施するソフト施策についても記載します。ソフト施策は、予定する取組を記載します。なお、推進プログラムの期間は、作成主体が定めた計画期間とし、できる限り年度ごとに記載します。</p>
地域住民等の参加の方針	<p>施策の推進に当たり、地域住民等の参加・協力が必要である場合、その内容を具体的に記載します。なお、参加・協力を得る内容が年度ごとに異なる場合、年度に区分して記載します。</p>
予定事業	<p>施策の推進に当たり、導入を予定している事業がある場合、その事業名を記載します。導入を予定する事業が国庫事業である場合、事業を所管する府省名も記載します。</p> <p>予定事業は、地域活性化総合情報サイト（内閣府＊次頁参照）や都道府県単独の事業の情報等を参考に、計画対象地域の施策推進において活用可能性のある事業を検討します。</p>
担当部署名	<p>施策担当部署を記載します。</p>

◆農村振興に関する施策の基本方針を検討する際の参考資料

地域活性化総合情報サイト【内閣府】

内閣府のウェブサイトで、地域活性化に係る情報を総合的に提供しています。

施策の分野別検索、対象者（施策の実施主体）別検索及びフリーワード検索等の絞り込み機能を用いた検索が可能であり、全府省庁が所管する交付金や事業についての概略的な情報や担当窓口の連絡先等の情報を得ることができます。

ウェブサイトアドレス <http://www.chiiki-info.go.jp/measures/>

*アドレスは、資料作成時点のものであり変更の可能性があります。

－農村振興に関する施策の基本方針（例）－

ハード施策

推進プログラムを年度ごとに記載できる場合

①農道・農業用水路の整備

農業の作業性の向上と農道・農業用水路の維持管理にかかる労力負担の軽減を図るため、農道の整備及び農業用水路の整備を行う。

計画期間	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
推進プログラム	交付金申請		事業採択設計	設計・整備着工	整備継続	
予定事業	—		農山漁村地域整備交付金			
	—		市単独事業			
地域住民等の参加の方針	—		整備方法の検討	—		
担当部署	農林課		農林課、建設課			

適宜年度を区分して記載

年度ごとの推進プログラムの記載が困難な場合

①農道・農業用水路の整備 ←

農業の作業性の向上と農道・農業用水路の維持管理にかかる労力負担の軽減を図るため、農道の整備及び農業用水路の整備を行う。

計画期間	24年度～29年度		
推進プログラム	第1ステップ	第2ステップ	第3ステップ
	交付金申請	事業採択、設計	整備
予定事業	—		
	地域自主戦略交付金		
	市単独事業		
地域住民等の参加の方針	—	整備方法の検討	—
担当部署	農林課	農林課、建設課	

施策名

施策内容

ハードに加え、整備前段階のソフトを記載

ソフト施策

推進プログラムを年度ごとに記載できる場合

①交流センターの機能強化方策の検討

地域におけるグリーン・ツーリズムの推進及び高齢化への対応を図りつつ生活の利便性を向上する観点から、交流センターの機能強化の可能性や方策について、住民の意向調査を実施するとともに、その結果を踏まえた検討に取り組む。

計画期間	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
推進プログラム	—	アンケート実施	検討体制整備、検討実施	検討結果を踏まえた事業の推進		
予定事業	—	県アドバイザー派遣事業 市単独事業				
地域住民等の参加の方針	—	アンケートへの協力	検討への参加	事業推進への参加		
担当部署	—	農林課、高齢者福祉課				

適宜年度を区分して記載

年度ごとの推進プログラムの記載が困難な場合

①交流センターの機能強化方策の検討 ←

地域におけるグリーン・ツーリズムの推進及び高齢化への対応を図りつつ生活の利便性を向上する観点から、交流センターの機能強化の可能性や方策について、住民の意向調査を実施するとともに、その結果を踏まえた検討に取り組む。

計画期間	24年度～29年度		
推進プログラム	第1ステップ	第2ステップ	第3ステップ
	アンケート	検討実施	検討結果を踏まえた事業の推進
予定事業	市単独事業 県アドバイザー派遣事業		
地域住民等の参加の方針	アンケートへの協力	検討への参加	事業推進への参加
担当部署	農林課、高齢者福祉課		

施策名

施策内容

予定する取組を記載

【参考】基本計画の公表について

基本計画は、住民への周知を図り、住民と行政が共有する計画として円滑に推進していくことが望ましいと考えられます。住民への周知を図る方法としては、基本計画の素案に対するパブリックコメントを経て、インターネットのホームページでの公表や、基本計画の概要版を作成して配布する等の方法があります。

STEP4 計画の進捗管理と評価及び見直し

1 計画の進捗管理の方法

基本計画を円滑に推進するためには、基本計画の施策それぞれが着実に実施されることが必要ですが、様々な事情により施策・事業の実施が遅れるケースも予想されるため、進捗管理を実施し、施策の進捗状況を把握することが必要です。その結果、進捗が遅れている施策については、その推進に向けた課題を検討し、翌年度以降の取組を見直すことが必要となります。なお、予算及び事業の執行が年度単位であることを踏まえると、進捗管理の実施は、可能な限り毎年度実施することが望ましいです。

基本計画に位置づけられた施策が他の計画の中で進捗管理されている場合、その施策について基本計画の担当者が改めて進捗を管理する必要はありません。（例えば、総合計画の実施は、多くの市町村で毎年度進捗管理が行われています。）他の計画の進捗管理の結果を活用し、基本計画の業務の負担を軽減しつつ、基本計画の進捗管理の結果を取りまとめます。具体的な進捗管理の方法は以下を参考としてください。

(1) 計画作成時に整理する事項

基本計画の進捗管理がスムーズに行われるよう、計画の作成主体は計画作成時に以下の事項を整理しておくことが望ましいです。

①進捗管理担当者等の設置

基本計画の進捗管理を行う担当課及び担当者を定めます。（担当者は、部署間の調整が可能な立場の職員が望ましいです。）

②進捗管理の基礎とする計画の明確化

基本計画で定めた全ての施策について、各施策の担当課や既存の他の計画との調整、総合計画（実施計画）への反映の予定を踏まえ、基本計画で進捗を管理する施策と他の計画で進捗管理する施策に区分しつつ、施策ごとに進捗管理を行う計画を定めます。

－進捗管理のベースとする計画の明確化のアウトプットイメージ（例）－

分野	施策名	担当課	進捗管理を行う計画名
農業振興	集落営農組織の新規設立	農政課	基本計画
	堆肥センターの整備	農政課	総合計画
生産基盤	農業生産基盤の整備	農政課	基本計画
福祉	高齢者世帯への食材供給事業の検討	高齢福祉課	地域福祉計画

③進捗管理のスケジュール

他の計画の進捗管理の実施時期なども考慮し、以下の進捗管理の手順についての実施時期を定め、施策の担当者、基本計画の施策の進捗管理を行う他の計画の担当者と共有化します。

・基本計画で進捗管理を行う施策

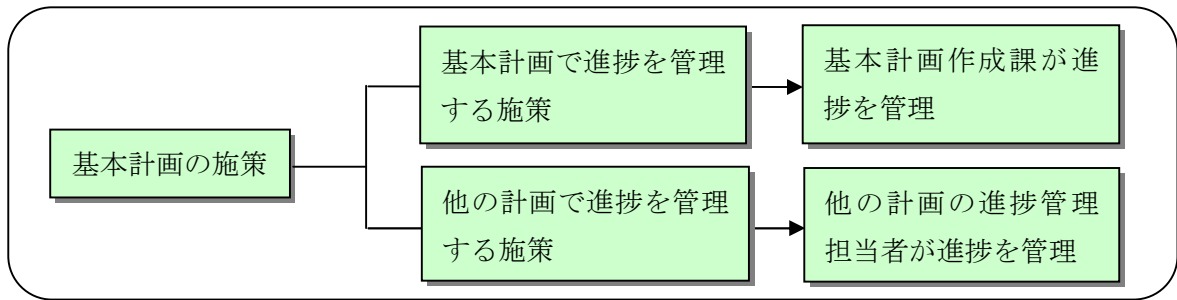
◆1 進捗管理シート様式の作成と配布	進捗管理シートを作成し、事業担当者に配布する時期
◆2 聞き取り調査	事業担当者への聞き取りによって、実施状況、効果、問題点・課題等を確認する時期（聞き取り調査は、シートの記載内容が不明な場合に実施します。）
◆3 推進プログラムの見直し	聞き取り調査の結果を踏まえ、基本計画の推進プログラムの修正を行う時期

・他の計画で進捗管理を行う施策

他の計画の進捗管理の手順、実施時期等を把握し、そのスケジュールを整理します。

(2) 進捗管理の実施

(1) で定めた進捗管理を行う計画によって、進捗管理を行います。



●基本計画で進捗を管理する方法

進捗管理の実施は、可能な限り毎年実施することが望ましいですが、その際、以下のような進捗管理シートを用いて実施します。

・進捗管理シートの作成と配布

進捗管理の担当者は、総合計画等の進捗管理に用いている様式や以下の様式例を参考に、施策名、施策の内容、推進プログラム（計画）等について基本計画から転記した進捗管理シートを作成し、施策の担当者に配布します。

・進捗管理シートの記入

各施策の担当者が、進捗管理シートの推進プログラム（実施事項）、成果、問題点・課題、今後の方針及び施策の評価を記入します。

－進捗管理シートの記入（例）－

進捗管理の担当者が記入	目標	都市農村交流の推進（来訪者を5万人から10万人に拡大する）				
	No.	1-(1)-①		施策名	市民農園の整備	
	施策の内容	都市と農村の交流を促進し、地域を訪れる都市住民の増加を図るため、農作物の生産に興味のある市民をターゲットとした市民農園の整備に取り組む。				
	推進プログラム（計画）	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		用地買収、運営体制検討 交付金申請		事業採択 設計、整備着工	整備完了 開業、運営	運営
	住民参加	運営体制の検討への参加		－	運営への参加	
	予定事業	市単独事業、県アドバイザー派遣事業		地域自主戦略交付金	－	
施策の担当者が記入	推進プログラム（実施事項）	用地買収に向けた地権者との交渉を実施した。 運営組織設立に向けた検討を実施した。交付金申請は次年度に見送った。				
	成果	用地買収の目処がついた。運営の検討組織が設立した。				
	問題点・課題	運営組織設立の合意形成までは至っていない。				
	今後の方針	平成25年度中に、運営体制を決定するため、検討組織における意見交換に活発に取り組む。				

・聞き取り調査

進捗管理シートの不明な点について、施策担当者から状況を聞き取り、シートを完成させます。

－ヒアリング調査内容（例）－

ヒアリング調査項目	確認事項
年度実績	記入内容をもとに、当年度に実施したことを確認します。
成果	当年度の取組による成果を確認します。
問題点・課題	施策の推進に向けた問題点・課題を確認します。
今後の方針	効果、問題点・課題を踏まえ、次年度以降の事業の実施方針について、スケジュールの変更や事業の廃止を含めて確認します。

● 他の計画で進捗管理を行う方法

他の計画の進捗管理担当者より、施策の進捗状況を把握します。

(3) 推進プログラムの修正

進捗管理シートの事業継続の方針、次年度の取組の内容を踏まえ、必要に応じて施策の担当者と協議の上、推進プログラムの事業内容、スケジュールを変更します。

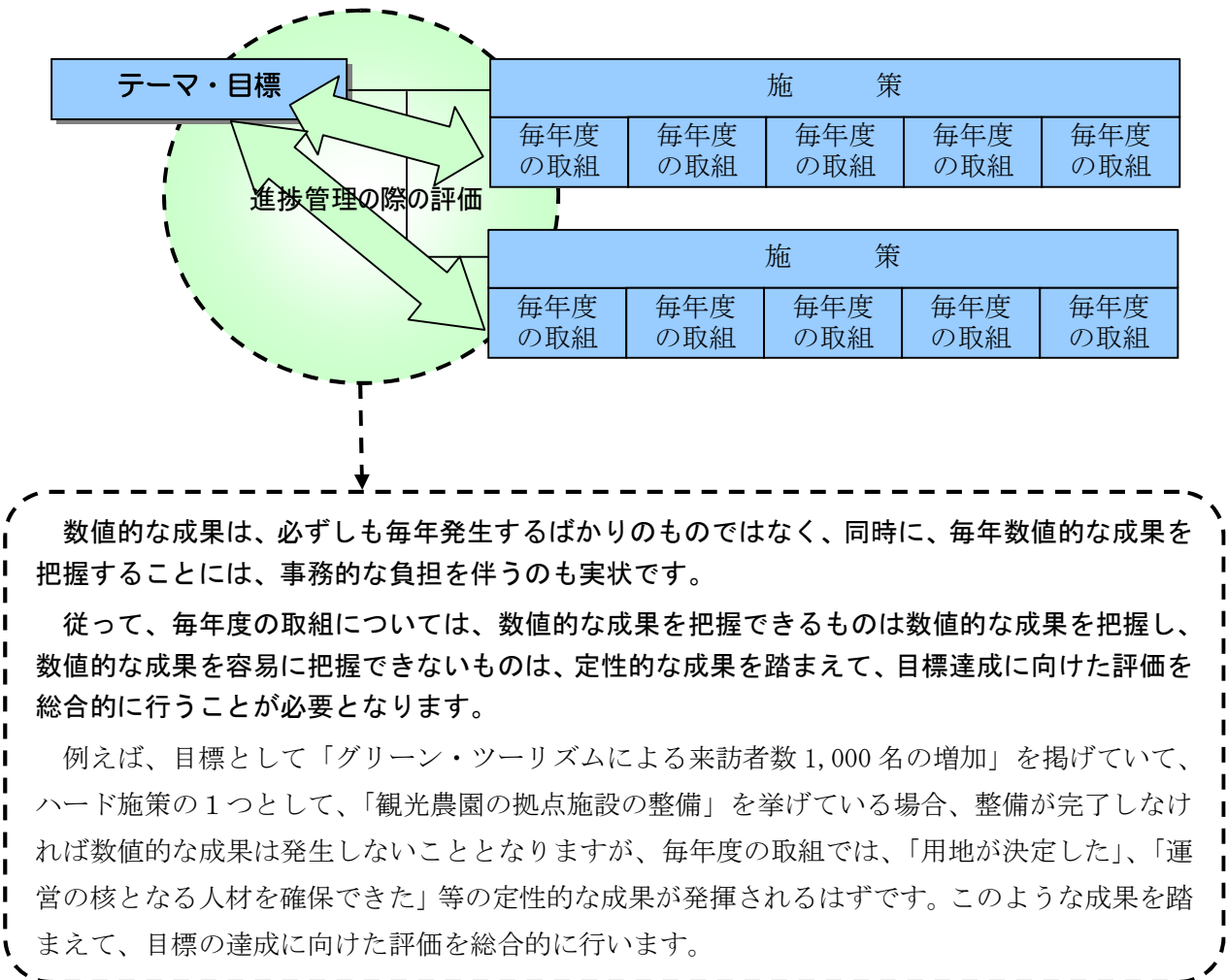
2 計画の評価の方法

基本計画は進捗管理の際と計画の目標年次において、評価を行います。

進捗管理の際には、各施策で実施してきた取組の成果、問題点・課題を総合的に踏まえ、計画目標の達成に向けた効果が発揮されているかについて、評価を行います。

目標年次においては、計画の目標とした内容について、目標設定時と同様の方法によって、確認を行い、評価を取りまとめます。

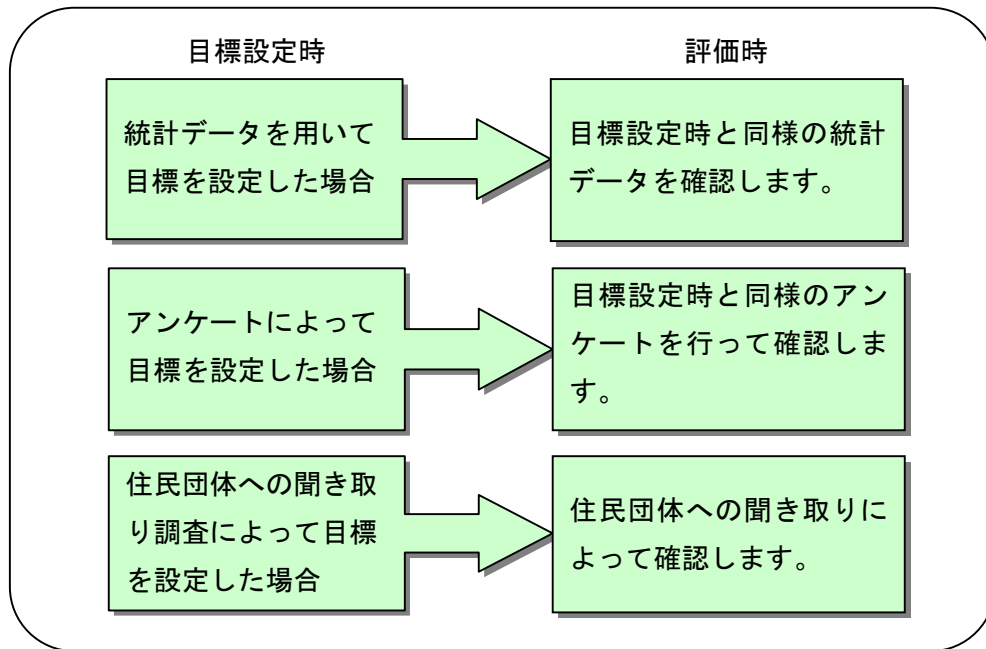
－進捗管理の際の評価方法と取りまとめイメージ－



評価例

- 目標の達成に向けて、毎年度の取組が計画どおり推進されている。
- 目標の達成に向けて、概ね順調であるが、「観光農園の拠点施設の整備」の進捗が遅れており、運営の核となる人材確保に向けた検討に重点を置いた取組が必要である。 等

－目標年次における計画の評価方法と取りまとめのイメージ－



－取りまとめ結果（例）－

目標		
農家所得の向上	設定時の状態	2,300 千円
	目標時の状態	2,400 千円
	評価方法	生産農業所得統計
	評価結果	2,420 千円
住民組織によるグリーン・ツーリズムに向けた検討	設定時の状態	地域における検討組織なし
	目標	住民検討組織が整備され、検討に取り組まれている状態
	評価方法	地区集落営農組織への聞き取り
	評価結果	検討組織を設立済み
集落美化の推進	設定時の状態	集落美化に取り組む住民の割合 30%
	目標時の状態	集落美化に取り組む住民の割合 40%
	評価方法	地区住民へのアンケート
	評価結果	38%
地域資源を活かした集落営農の推進	設定時の状態	水稲の共同生産以外の活動に取り組む集落営農 2 組織
	目標時の状態	水稲の共同生産以外の活動に取り組む集落営農 2 組織
	評価方法	集落営農組織への聞き取り
	評価結果	5 組織

◆基本計画の見直しについて

基本計画の評価を踏まえ、目標年次以降において基本計画を継続して活用する場合、基本計画の見直しを行います。

第3章 参考資料

—目 次—

資料 1	目標設定の参考統計データ一覧	54
資料 2	ワークショップ参考資料	56
資料 3	アンケート調査票例	65
資料 4	基本計画の様式	72
資料 5	基本計画作成・進捗管理チェックリスト	76
資料 6	農村振興基本計画図イメージ	79
資料 7	農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針	80
資料 8	農村振興基本計画の作成に関するガイドライン	84
資料 9	農村振興基本計画に係る関係府省連携会議の設置について	90
資料 10	農村振興基本計画に係る助言・勧告の具体的な方法について	95

資料1 目標設定の参考統計データ一覧

*本資料作成時点のものであり、変更の可能性があります。

(1) 経済的な指標

項目	単位	参照資料・出典	アウトプットの範囲	調査・公表時期	ホームページアドレス		備考
雇用者数	人	農林業センサス(常用、臨時の雇用者数)	都道府県、市町村、市町村の一部	5年に1度	http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2005/report_archives_01.html	農林水産省ホームページ>統計情報>農林業センサス>2005年農林業センサス(調査の結果)>2005年農林業センサス第1巻	全世帯調査。
産業別就業人口	人	国勢調査(大分類13種産業別就業人口)	都道府県、市町村	5年に1度	http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001007609&cycode=0	政府統計の総合窓口>主要な統計から探す>平成17年国勢調査>都道府県・市区町村別統計表(男女別人口、年齢(3区分)・割合、就業者数、昼間人口など)	全世帯調査。
農産物の販売金額(規模別農家数)	円	農林業センサス(農産物販売金額規模別農家数)	都道府県、市町村、市町村の一部	5年に1度	http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2005/report_archives_01.html	農林水産省ホームページ>統計情報>農林業センサス>2005年農林業センサス(調査の結果)>2005年農林業センサス第1巻	全世帯調査。
職業別就業者数(農林漁業作業者)	人	国勢調査	都道府県、市町村、町丁字	5年に1度	http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/toukeiChiri.do?method=init	政府統計の総合窓口>地図で見る統計(統計GIS)>データダウンロード	全世帯調査。
水稲作業を委託した農家数	人	農林業センサス	都道府県、市町村、市町村の一部	5年に1度	http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2005/report_archives_01.html	農林水産省ホームページ>統計情報>農林業センサス>2005年農林業センサス(調査の結果)>2005年農林業センサス第1巻	全世帯調査。
水稲作業の受託面積	ha	農林業センサス	都道府県、市町村、市町村の一部	5年に1度	http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2005/report_archives_01.html	農林水産省ホームページ>統計情報>農林業センサス>2005年農林業センサス(調査の結果)>2005年農林業センサス第1巻	全世帯調査。
農業生産組織等への参加状況	人	農林業センサス	都道府県、市町村、市町村の一部	5年に1度	http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2005/report_archives_01.html	農林水産省ホームページ>統計情報>農林業センサス>2005年農林業センサス(調査の結果)>2005年農林業センサス第1巻	全世帯調査。
集落営農組織数	組織	集落営農実態調査	都道府県、市町村	1年に1度	http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/einou/	農林水産省ホームページ>統計情報>分野別分類/農家数、担い手、農地など>集落営農実態調査	全市町村調査。

(2) 社会的な指標

項目	単位	参照資料・出典	アウトプットの範囲	調査周期	ホームページアドレス		備考
下水道	%	下水道処理人口普及率（公共下水道の普及率）	市町村	1年に1度	http://www.jswa.jp/05_arekore/motto/07/index.html	社団法人日本下水道協会ホームページ>下水道普及率	全市町村調査。 日本下水道協会資料。
世帯数	世帯	国勢調査	都道府県、市町村、町丁字	5年に1度	http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/toukeiChiri.do?method=init	政府統計の総合窓口>地図で見る統計（統計G I S）>データダウンロード	全世帯調査。
		住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数	都道府県、市町村	1年に1度	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080731_6.html	総務省報道資料	全世帯調査。
農家数（総農家、販売農家、自給的農家）	戸	農林業センサス	都道府県、市町村、市町村の一部	5年に1度	http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2005/report_archives_01.html	農林水産省ホームページ>統計情報>農林業センサス>2005年農林業センサス（調査の結果）>2005年農林業センサス第1巻	全世帯調査。
農家世帯率	%	農家数（農林業センサス）÷世帯数（国勢調査）	都道府県、市町村	5年に1度	（農林業センサス） http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2005/report_archives_01.html （国勢調査） http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001007609&cycod=0	（農林業センサス） 農林水産省ホームページ>統計情報>農林業センサス>2005年農林業センサス（調査の結果）>2005年農林業センサス第1巻	全世帯調査。
合計特殊出生率	%	都道府県資料（又は、年代別女性人口、出生数より算出）	都道府県、市町村	1年に1度	都道府県による	—	都道府県により公表状況に差がある。
一人当たり老人医療費	円	都道府県資料	都道府県、市町村	1年に1度	都道府県による	—	都道府県により公表状況に差がある。

(3) 環境的な指標

項目	単位	参照資料・出典	アウトプットの範囲	調査周期	ホームページアドレス		調査手法
耕作放棄地面積	ha	農林業センサス	県、市町村	5年に1度	http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2005/report_archives_01.html	農林水産省ホームページ>統計情報>農林業センサス>2005年農林業センサス（調査の結果）>2005年農林業センサス第1巻	全世帯調査。
公共用水域の水質（河川・湖沼）	mg/l	環境GIS（独）国立環境研究所	河川・湖沼の調査地点ごとの水質	1年に1度	http://www-gis2.nies.go.jp/suisitsu/	環境GIS>観測地点マップ	調査地点の調査。

資料2 ワークショップ参考資料

1 環境点検図アウトプットイメージ

◆班別の環境点検図

●点検図キャッチコピー

いいところあるじゃん

○環境点検を踏まえ、地域に対する班の感想を、キャッチコピーとして記載します。

NO.6
モウイ村
集落内の
故郷

NO.3
移転した
忠魂碑

NO.5
この素晴らしい
田園風景

NO.8
将来/楽しみ
ブルーベリー園

NO.7
美しい
石倉名所

NO.9
有効利用が
望める
倉庫加工
センター

NO.10
将来の
777ハウス
町役場センター

NO.11
忠魂碑

NO.12
居久根の
風景

NO.13
地区の鎮守
八坂神社

NO.4
製作途中の
ピクトア

NO.1
生物調査
適地
の確保
と対策

NO.2
重要道路(市)
の注意
の付

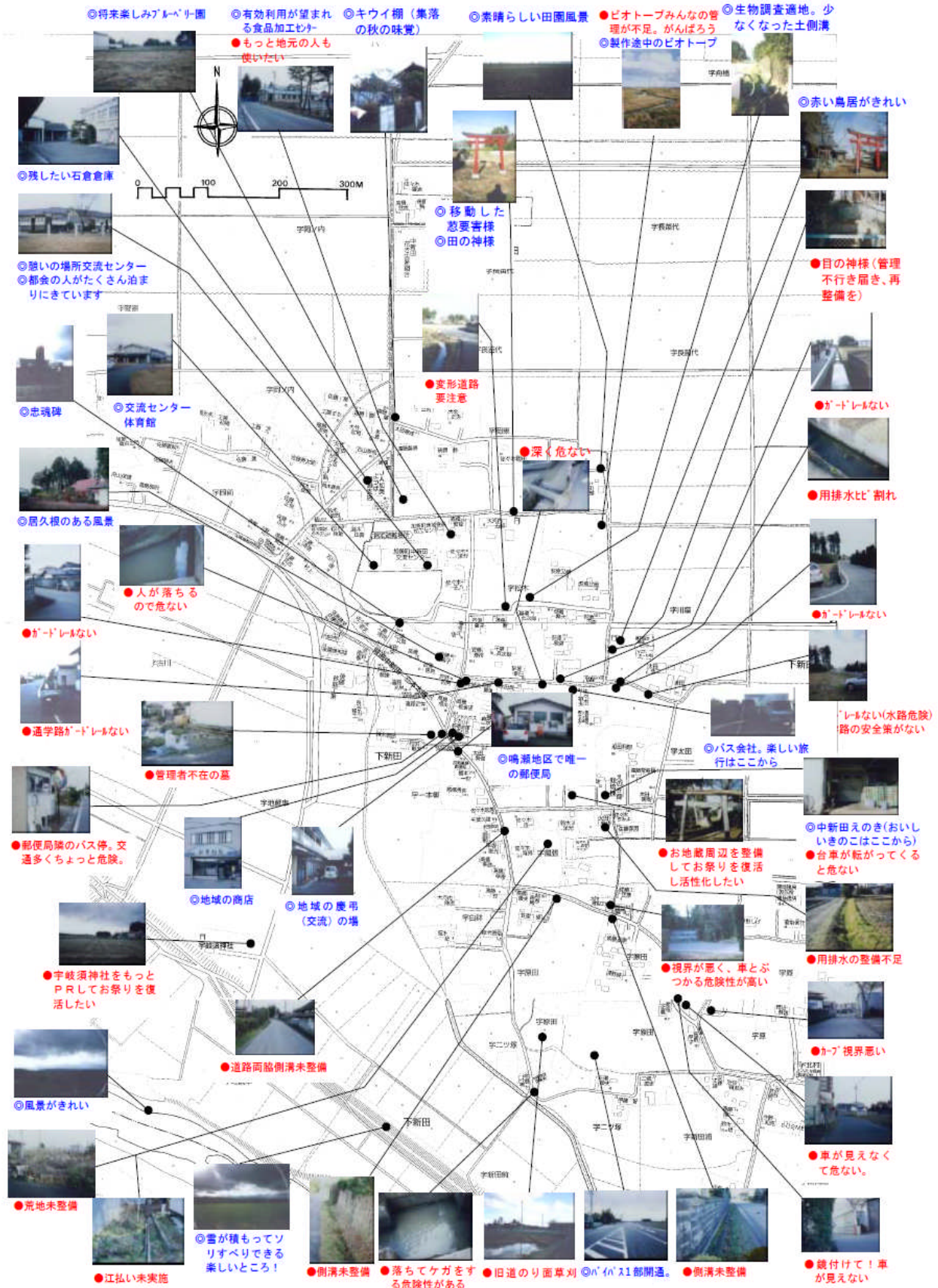
○環境点検により発見した地域の資源を青色の付箋に整理します。(例は地域の歴史資源)

○環境点検により発見した地域の問題点を赤色の付箋に整理します。(例は道路の危険箇所)

◆全班の結果を取りまとめた環境点検図

環境点検図

◎良いところ! ●直したいところ!



2 構想図アウトプットイメージ

◆班別の構想図

●構想図キャッチコピー

幸せな農村生活を送るために。

○班で検討した地域の将来像をキャッチフレーズとして記載します。

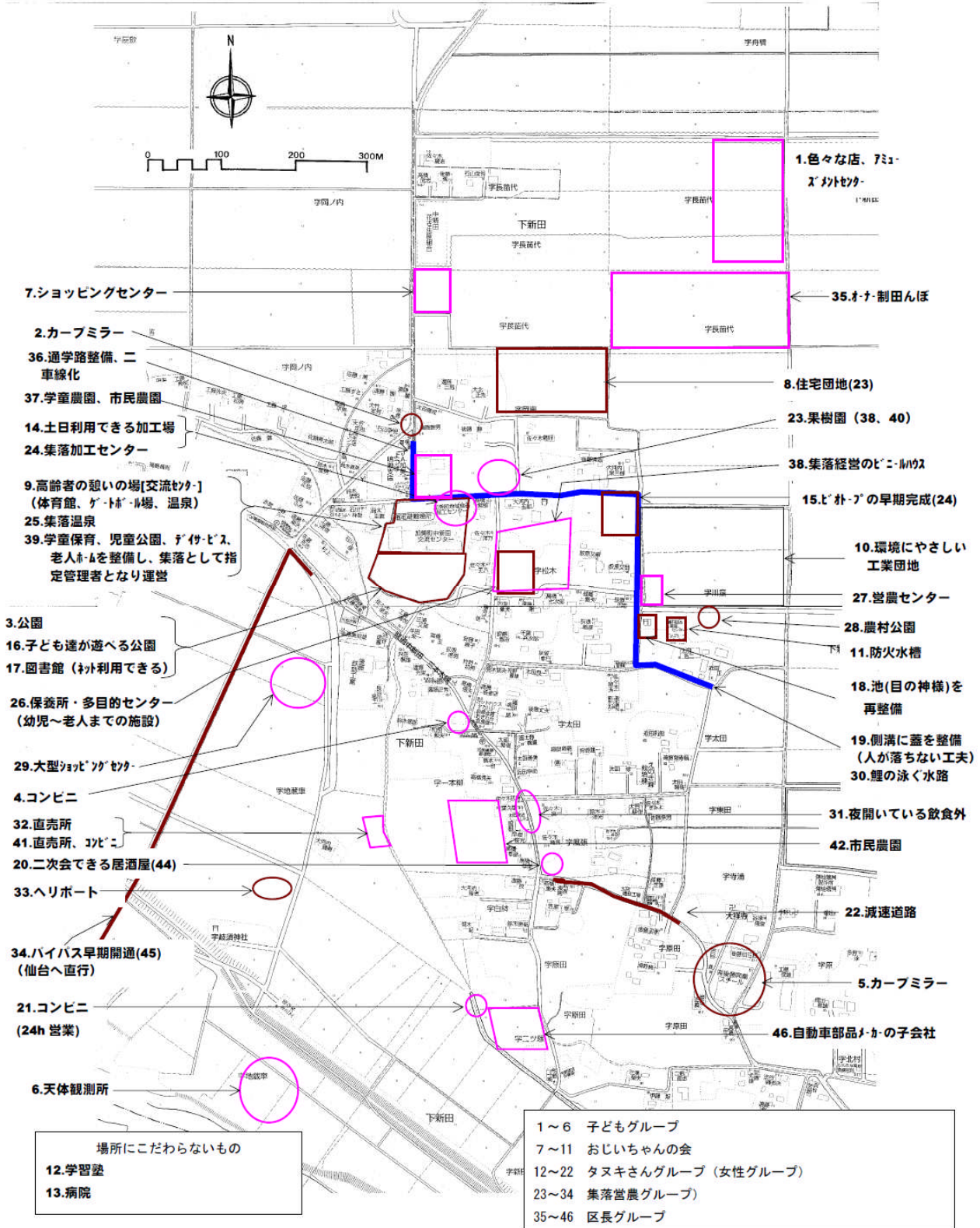
果樹園
果樹加工センター
果樹販売
保養所 (向見〜大木町)
直売所
仙台へ直送
住宅団地
Cストア
多目的センター
常設センター
農村公園
魚の水路

○環境点検図を踏まえ、資源の活用や問題の改善等に向けた今後の整備や取組を記載します。

The image shows a hand-drawn conceptual map of a rural area. At the top, a sign reads "幸せな農村生活を送るために。" (For a happy rural life). Below it, a text box explains that catchphrases for the future image of the region are recorded. The map itself is a grid with various colored lines and arrows pointing to specific locations. Hand-drawn icons and labels are scattered around the map, including "果樹園" (Fruit Orchard), "果樹加工センター" (Fruit Processing Center), "果樹販売" (Fruit Sales), "保養所 (向見〜大木町)" (Nursing Home (Mukai ~ Oki)), "直売所" (Direct Sales), "仙台へ直送" (Direct Delivery to Sendai), "住宅団地" (Residential Complex), "Cストア" (C-Store), "多目的センター" (Multi-purpose Center), "常設センター" (Permanent Center), "農村公園" (Rural Park), and "魚の水路" (Fish Waterway). At the bottom, another text box explains that future improvements and measures are recorded based on the environmental point inspection map.

◆全班の結果を取りまとめた構想図

集落の将来構想図



3 行動計画のアウトプットイメージ

◆班別の検討結果

主体/時期	1~5年	6~10年	10年以上
(個人)			コンビニ開店 ソーラーパネル
(班)		加工品開発	
住民や地域の団体 (集落)		農家レストラン	
(JA)			
市、県、国の支援で実施		スポーツ公園 県道アクセス 加工センター	

○構想図の実現に向け、どのような取組を、どのような主体が、いつ頃実施するかについて、検討フレームを用いて話し合います。

○構想図の実現に向け、行政の支援を得て実施すること、概ねの実施年度を検討します。

◆全班的検討結果を取りまとめた行動計画

主体／時期	1～5年	10年	10年以上
個人で実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居酒屋開店 ○ 美容院開店 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農家民宿開業 ○ コンビニ開店 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ソーラーパネルの整備
班で実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周辺用排水の美化 ○ 班のお助け隊の整備 		
集落営農組合で実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交流センターに直売所を設置 ○ 加工品の開発に取り組む ○ ビオトープの整備 ○ 八坂神社の目の神様の改修 ○ 市民農園の整備 ○ 集落営農組織の作業場、機械置場の整備 ○ ブルーベリー園、いちご園整備、石釜の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 隔年で海外旅行に行けるようにする ○ 農家レストランの設置 ○ 交流センターの運営主体となる ○ 釣堀公園設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労の場の確保 ○ 総合商社の設立
集落で実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児・高齢者対象の多目的センターの整備 ○ 遊具のある公園の整備 ○ 神社のお祭りの復活 		
小学校(学区)で実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学童農園の整備 ○ 生活支援センターの設立 		
J Aで実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農機保管庫の整備 ○ ガソリンスタンドに直売所を設置 ○ パッキングセンターの整備(ネギ、エノキの包装) 		
町、県、国の支援で実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県道のアクセス道の整備 ○ 常設の小規模図書館開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的な情報発信センターの整備 ○ 工場誘致 ○ 診療所開設 ○ ケーブルテレビの整備 ○ 交流センターに温泉を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅団地の整備

4 検討フレーム

◆環境点検を実施しない場合(様々な行政分野)

生活基盤・生活環境、自然環境	
<p>①問題や課題は？ ○計画対象地域の現状を整理するため、各行成分野の問題点や農村振興に向けて活用が期待される資源を検討し、その結果を記載します。</p>	
<p>②何が必要か(改善策)？ ○問題点や課題を解決するために必要となる取組や整備を検討し、その結果を記載します。</p>	
<p>③地域では何ができるか？ ○改善策について、自治会や農家組織など、地域の住民が取り組めることを検討し、その結果を記載します。</p>	
産業、雇用、地域活性化	その他
<p>自分たちの〇〇地域を 良くするために</p>	
<p>①問題や課題は？</p>	<p>①問題や課題は？ ○農村振興に向け、地域住民の主体性のあるワークショップとなるよう、その動機付けとなる目的を記載します。</p>
<p>②何が必要か(改善策)？</p>	<p>②何が必要か(改善策)？</p>
<p>③地域では何ができるか？</p>	<p>③地域では何ができるか？</p>

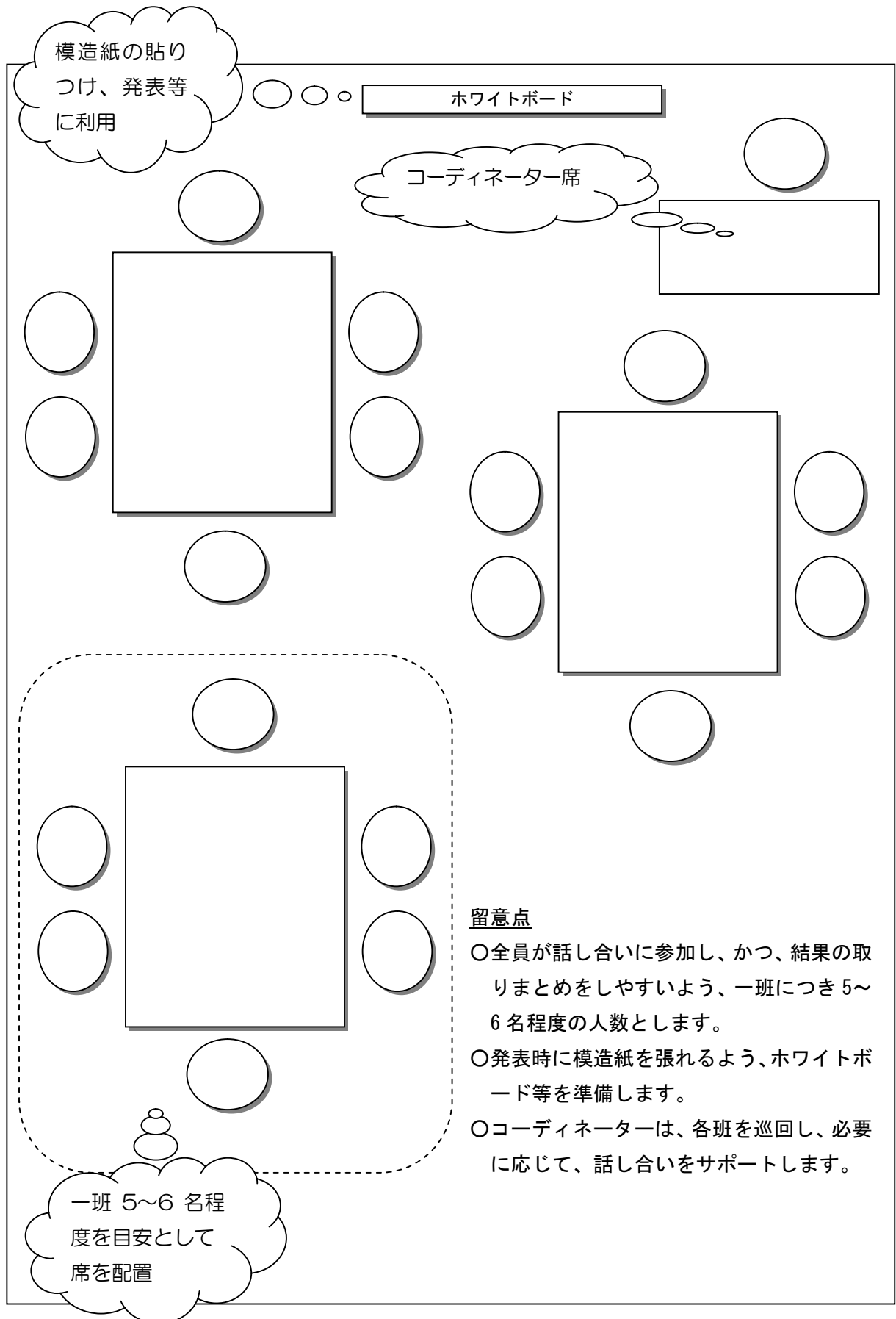
*検討内容に併せて変更します。

◆検討フレーム(特定の行政分野)

土地利用(農地集積、耕作放棄地対策)	担い手の確保、育成
問題や課題は？ ○地域農業の現状を整理するため、現状の問題点、活用が期待される資源を検討し、その結果を記載します。	問題や課題は？
何か必要か(改善策)？ ○問題点や課題を解決するために必要となる取組や整備を検討し、その結果を記載します。	何か必要か(改善策)？
農業者や関係団体の役割は？ ○上記の改善策について、地域の農家や集落営農組織など、農業者や関係団体が取り組めることを検討し、その結果を記載します。	農業者や関係団体の役割は？
生産基盤、生産振興	流通・販売、その他
問題や課題は？	問題や課題は？
<p>〇〇地域の農業振興 のために</p>	
<p>○地域農業の振興に向け、農業者の主体性のあるワークショップとなるよう、その動機付けとなる目的を記載します。</p>	
何か必要か(改善策)？	何か必要か(改善策)？
農業者や関係団体の役割は？	農業者や関係団体の役割は？

*検討内容に併せて変更します。

5 ワークショップの実施イメージ



資料3 アンケート調査票例

1 様々な行政分野を対象としたアンケートの例

I 生活基盤の整備について

1 現状の整備について、あなたの評価をお尋ねします。以下の項目ごとに回答をお願いします。

項目	あなたの評価（1～5に○）				
	満足できない	あまり満足できない	どちらともいえない	概ね満足	満足
道路・交通					
①主要な国県道の整備	1	2	3	4	5
②通勤や通学に利用する生活道路	1	2	3	4	5
情報通信網					
①携帯電話の利用環境の整備	1	2	3	4	5
②ブロードバンド環境の整備	1	2	3	4	5
生活安全施設					
①交通安全施設の整備	1	2	3	4	5
②道路防雪施設の整備	1	2	3	4	5

2 今後、整備や改善を進めることについて、あなたの考えをお尋ねします。以下の項目ごとに回答をお願いします。

項目	あなたの考え（1～5に○）				
	重要ではない	あまり重要ではない	どちらともいえない	まあまあ重要と思う	重要と思う
道路・交通					
①主要な国県道の整備	1	2	3	4	5
②通勤や通学に利用する生活道路	1	2	3	4	5
情報通信網					
①携帯電話の利用環境の整備	1	2	3	4	5
②ブロードバンド環境の整備	1	2	3	4	5
生活安全施設					
①交通安全施設の整備	1	2	3	4	5
②道路防雪施設の整備	1	2	3	4	5

3 具体的にはどのような整備が必要だと思いますか。（ご記入ください）

回答例：○○集落の市道○○線は、積雪時車両の通行ができなくなるので、防雪柵等の整備が必要

II 生活環境の向上に係る取組について

1 これまでの取組について、あなたの評価をお尋ねします。以下の項目ごとに回答をお願いします。

項目	あなたの評価（1～5に○）				
	評価 でき ない	あまり 評価 できない	どちら ともい えない	概ね 評価 できる	評価 できる
安全性					
①一人暮らし高齢者を見守る環境の整備	1	2	3	4	5
②災害時における地域の体制の整備	1	2	3	4	5
③地区防犯活動の推進	1	2	3	4	5
快適性					
①公共交通網の充実対策	1	2	3	4	5
②講習など情報技術の利用促進に向けた取組	1	2	3	4	5

2 今後、取組を進めることについて、あなたの考えをお尋ねします。以下の項目ごとに回答をお願いします。

項目	あなたの考え（1～5に○）				
	重要で はない	あまり重 要では ない	どちら ともい えない	まあまあ 重要と 思う	重要 と思う
安全性					
①一人暮らし高齢者を見守る環境の整備	1	2	3	4	5
②災害時における地域の体制の整備	1	2	3	4	5
③地区防犯活動の推進	1	2	3	4	5
快適性					
①公共交通網の充実対策	1	2	3	4	5
②講習など情報技術の利用促進に向けた取組	1	2	3	4	5

3 具体的にはどのような取組が必要だと思いますか。（ご記入ください）

回答例：○○集落は高齢化から、地区防犯活動の参加者が少なくなっているため、隣の集落との連携が必要

* 地域において重点的に取り組まれてきた整備等を踏まえ、適宜設問の項目を変更して作成します。

2 農業分野に係るアンケートの例

1 ご自身について

問1 年齢(○は1つ)

- 1 20歳未満 2 20～30歳代 3 40歳～50歳代 4 60歳代 5 70歳以上

問2 居住地域(○は1つ)

- 1 ○○地域 2 ○△地域 3 …

問3 農業経営の形態(○は1つ)

- 1 専業経営 2 第1種兼業(農業経営が主)
3 第2種兼業(農業以外が主) 4 販売していない(自家消費等)

2 農業経営の現状について

問4 主な生産品目は?(販売額の多い順に3つまでに○)

- 1 米 2 施設野菜() 3 露地野菜() 4 大豆
5 果樹() 6 畜産() 7 その他()

問5 現状の経営面積は?(数値を記入して下さい)

水田 a 畑 a 樹園地 a *10aは概ね1反です。

問6 今後の経営規模についてのお考えは?5年程度先を見越してご回答ください。(○は1つ)

- 1 現状を維持
2 規模を拡大[拡大する面積を記入] ⇒(水田 a)、(畑 a)、(樹園地 a)
3 規模を縮小[縮小する面積を記入] ⇒(水田 a)、(畑 a)、(樹園地 a)

問7 問6で「3規模を縮小」とされた方は、農地はどうされますか?(○は1つ)

- 1 貸与、又は譲渡したい(相手の見込みがある)
2 貸与、又は譲渡したい(相手の見込みがない) 3 現時点では決めていない

問8 現在の販路について、お尋ねします。(販売額の多い順に3つまでに○)

- 1 市場に直接出荷 2 農業協同組合に出荷 3 契約栽培
4 市内の直売に出荷 5 市外の直売に出荷 6 庭先等で近所に販売
7 摘みとり・観光農園方式 8 その他() 9 販売していない

3 今後の農業について

問9 今後、ご自身が農業を続けていく上でどのような問題がありますか。(いくつでも○)

1 農地の点在	2 鳥獣の被害	3 高齢化に伴う体力の減退
4 草刈等の維持管理が大変	5 基盤の老朽化	6 農業機械の老朽化
7 農地への不法投棄等都市化に伴う生産環境の悪化	8 既存販売先の価格低迷	
9 規模拡大のための農地を確保できない	10 その他 ()	

問10 今後、どのようなことに取り組んでいきたいですか。下の回答欄の該当する選択肢の番号に○をしてください(いくつでも○)。*回答例参照

1 新たな販売先の確保	2 生産技術の向上	3 新規作物の導入
4 雇用労働力の確保	5 農産加工	6 ほ場、用排水路、農道等の整備・更新
7 観光農園等観光的農業	8 市民農園の展開	9 法人化
10 他の生産者との販売提携	11 その他 ()	

問11 問10で回答の取組を進めるに際し、どのようなことが必要ですか。

問10、問11 回答欄

(問10の取組ごとに、必要と思うことを以下から選び、該当箇所に○を付けてください。)

*回答例参照)

	問10 回答欄 (該当する選択肢番号に○をして下さい)										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
販売先や他の生産者等と接する機会の確保											
ノウハウや技術習得への支援											
人材の紹介											
投資資金の確保											
その他 ()											

* 問10、問11 回答例

	問10 回答欄 (該当する選択肢番号に○をして下さい)										
	①	2	③	4	5	6	⑦	⑧	9	10	11
販売先や他の生産者等と接する機会の確保	○										
ノウハウや技術習得への支援	○		○				○	○			
人材の紹介											
投資資金の確保							○	○			
その他 ()											

問 12 この地域の農業の振興に向けた、以下の取組について、(1)これまでの取組に対する評価、(2)今後進めることの重要性について、あなたのお考えをお聞かせ下さい。(いくつでも○)

(1)これまでの取組に対する評価(以下の項目ごとに回答をお願いします。)

項目	あなたの考え(1~5に○)				
	評価 できない	あまり 評価で きない	どちら ともい えない	概ね 評価 できる	評価 できる
①地域外からの新規就農者の受入	1	2	3	4	5
②定年退職後における帰農の促進	1	2	3	4	5
③集落営農組織化の検討	1	2	3	4	5
④既存集落営農組織の機能強化	1	2	3	4	5
⑤都市との交流拠点の整備	1	2	3	4	5
⑥農産物直売所の整備	1	2	3	4	5
⑦グリーン・ツーリズム	1	2	3	4	5
⑧都市住民による労働力支援体制の整備	1	2	3	4	5
⑨農産加工の推進	1	2	3	4	5
⑩その他()	1	2	3	4	5

(2)今後進めることについて(以下の項目ごとに回答をお願いします。)

項目	あなたの考え(1~5に○)				
	重要で はない	あまり 重要で はない	どちら ともい えない	まあまあ 重要と 思う	重要 と思う
①地域外からの新規就農者の受入	1	2	3	4	5
②定年退職後における帰農の促進	1	2	3	4	5
③集落営農組織化の検討	1	2	3	4	5
④既存集落営農組織の機能強化	1	2	3	4	5
⑤都市との交流拠点の整備	1	2	3	4	5
⑥農産物直売所の整備	1	2	3	4	5
⑦グリーン・ツーリズム	1	2	3	4	5
⑧都市住民による労働力支援体制の整備	1	2	3	4	5
⑨農産加工の推進	1	2	3	4	5
⑩その他()	1	2	3	4	5

最後に、ご自身の農業や地域の農業について、ご意見があれば記入をお願いします。

* 地域の状況を踏まえ、適宜設問、選択肢を変更して作成します。

3 施設整備に係るアンケートの例(農産物直売所の例)

問1 現在、どのような品目を生産されていますか。(いくつでも○)

- | | |
|--------------|---|
| 1 穀類 (品目名 : |) |
| 2 野菜 (品目名 : |) |
| 3 果樹 (品目名 : |) |
| 4 花き (品目名 : |) |
| 5 畜産 (品目名 : |) |
| 6 その他 (品目名 : |) |

問2 現在の販路について、お尋ねします。(販売額の多い順に3つまでに○)

- | | | |
|---------------|-------------|-------------|
| 1 市場に直接出荷 | 2 農業協同組合に出荷 | 3 契約栽培 |
| 4 市内の直売に出荷 | 5 市外の直売に出荷 | 6 庭先等で近所に販売 |
| 7 摘みとり・観光農園方式 | 8 その他() | 9 販売していない |

問3 市内に、本格的な農産物等の直売施設が整備された場合、農産物の出荷を希望しますか。

(○は1つ)

- | | | |
|-----------------|----------------|---------|
| 1 是非とも出荷したい | 2 条件次第で出荷したい | |
| 3 あまり出荷したいと思わない | 4 全く出荷したいと思わない | 5 分からない |

問4 問3で「1」または「2」を回答された方におたずねします。

どのような農産物の出荷方法が可能ですか。(○は1つ)

- | |
|----------------------------------|
| 1 直売施設まで自分で出荷できる |
| 2 地域ごとに集荷拠点を設けてくれれば、そこまで自分で出荷できる |
| 3 個別に集荷に来てくれれば、その場で出荷できる |
| 4 その他 () |

問5 引き続き、問3で「1」または「2」を回答された方におたずねします。

おもに出荷したい品目は何か。(いくつでも○)

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1 穀物 () | 2 野菜 () |
| 3 果物 () | 4 花き類 () |
| 5 林産品 () | 6 加工品 () |
| 7 畜産物 () | 8 その他 (具体的に :) |

問6 引き続き、問3で「1」または「2」を回答された方におたずねします。

あなたは直売によって、どれくらいの売上をあげたいと考えますか。(〇は1つ)

- 1 週1～2回程度出荷(月1万円程度が目安)
- 2 週3～4回程度出荷(月5万円程度が目安)
- 3 毎日出荷(月10万円程度が目安)
- 4 毎日かつ大量出荷 ⇒ 具体的に 月()万円程度が目安
- 5 その他()

問7 3で「3」または「4」を回答された方におたずねします。

出荷したいと思わない理由は何ですか。(いくつでも〇)

- 1 出荷するほどの量を生産していない
- 2 出荷に係る負担を負いたくない
- 3 既存の出荷先への出荷量を減らせない
- 4 生産量・品目を今より増やす意向がない
- 5 その他()

問8 市内に、本格的な農産物等の直売施設が整備された場合、

農産物直売所の他に、どのような施設を充実させて欲しいですか。(いくつでも〇)

- 1 駐車場・公衆トイレ・休憩場所
- 2 惣菜店
- 3 飲食店
- 4 海産物売場
- 5 特産品売場
- 6 観光案内所
- 7 体験施設()
- 8 イベント広場
- 9 体験農園
- 10 農産物加工場()
- 11 その他()

問9 この施設は、農産物直売所に加え、市内の方の主体的な運営を前提とした、加工施設や惣菜店、レストラン(地産地消型)等の併設も検討しています。これらの施設・コーナーの管理・運営に関して、興味・関心がありますか。(いくつでも〇)

- 1 農産物直売コーナーの管理・運営に興味・関心がある
- 2 加工施設の管理・運営に興味・関心がある
- 3 惣菜店の管理・運営に興味・関心がある
- 4 レストランの管理・運営に興味・関心がある
- 5 すべて興味・関心はない
- 6 その他()

最後に、直売所の整備について、ご意見があれば自由に記入して下さい。

～ご協力ありがとうございました～

資料4 基本計画の様式

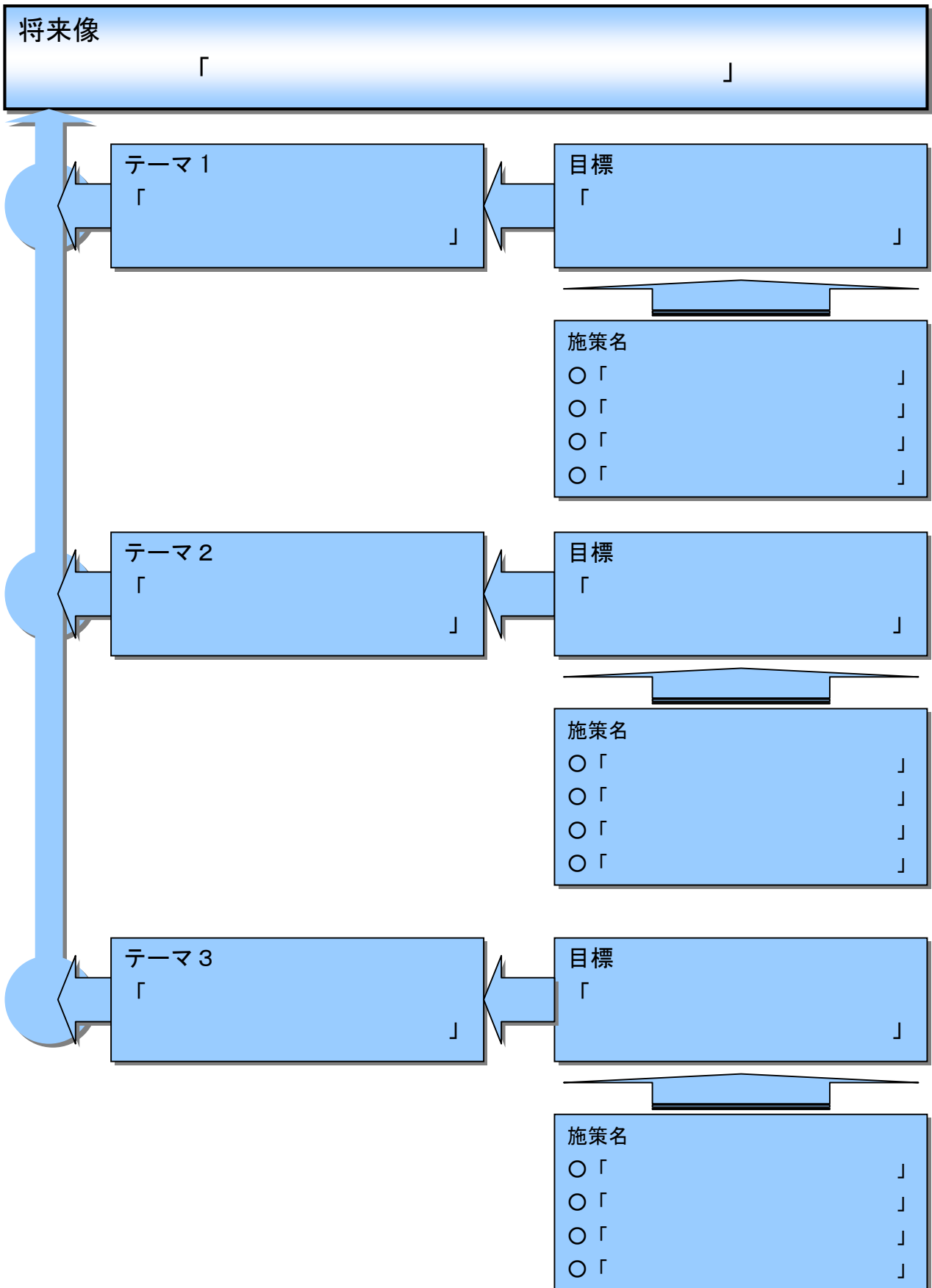
1 農村振興に関する施策の基本方針の作成様式

(施策名)						
施策の目的、内容等						
	()年度	()年度	()年度	()年度	()年度	()年度以降
推進 プログラム						
予定事業						
地域住民等 の参加の 方針						
担当部署						

*年度は、計画作成主体が定めた期間とします。

*年度の区切り線は、年度ごとに区分して内容を記載できる場合に使用します。

2 基本計画概要表様式



3 推進プログラム一覧表様式

テーマ							
目標							
施策	年	年	年	年	年	課名	予定事業（府省名）
テーマ							
目標							
施策	年	年	年	年	年	課名	予定事業（府省名）

*テーマ、目標、施策の数は適宜変更して使用します。

*年度は、計画作成主体が定めた計画期間により適宜変更します。

（記載例）

テーマ	地域ぐるみのグリーン・ツーリズムの推進						
目標	都市農村交流の推進（来訪者を5万人から10万人に拡大）						
施策	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	課名	予定事業（府省名）
①農道の整備	●	—————→				農林課、建設課	農山漁村地域整備交付金（農水省）
②市民農園の整備		●	—————→			農林課	農山漁村地域整備交付金（農水省）
③観光果樹園主の組織化		●	-----→			農林課	市単独、県アドバイザー派遣事業
④情報発信施設の整備			●	—————→		農林課、建設課	農山漁村地域整備交付金（農水省）

*スケジュールは、実践がハード、点線がソフトを表します。

4 進捗管理シート様式

目標					
No.		施策名			
施策の内容					
推進プログラム (計画)	()年度	()年度	()年度	()年度	()年度
住民参加					
予定事業					
推進プログラム (年度実績)					
成果					
問題点・課題					
今後の方針					

*年度は、計画作成主体が定めた計画期間により適宜変更します。

*年度の区切り線は、年度ごとに内容が区分されている場合に使用します。

5 計画の評価の取りまとめ様式

テーマ	目 標	
	設定時の状態	
	目標	
	評価方法	
	評価結果	
	設定時の状態	
	目標	
	評価方法	
	評価結果	
	設定時の状態	
	目標	
	評価方法	
	評価結果	

資料5 基本計画作成・進捗管理チェックリスト

基本計画作成及び進捗管理に係るチェックリストです。

チェック項目は必ずしも全て満たす必要はありません。基本計画作成前段階、計画の内容の確認及び進捗管理の際の確認用に、必要に応じてご活用ください。

1 基本計画作成準備のチェック

作成前段階に実施した準備にチェック（レ点等）します。

チェック項目	チェック欄	備考
(1) 作成担当課の設定	<input type="checkbox"/>	
(2) 対象地域、行政分野の検討〔*1 既存計画との整合性・分担の確認〕	<input type="checkbox"/>	
(3) 計画作成体制の検討〔(2)との整合性の確認〕	<input type="checkbox"/>	
(4) 調査・作成手法の検討〔*2〕	<input type="checkbox"/>	

〔*1 既存計画との整合性・分担の確認〕

整合性・分担を確認した計画にチェックします。

チェック項目	チェック欄	備考
①市町村総合計画	<input type="checkbox"/>	
②市町村国土利用計画	<input type="checkbox"/>	
③農業振興地域整備計画	<input type="checkbox"/>	
④市町村の建設に関する基本構想	<input type="checkbox"/>	
⑤農村環境計画	<input type="checkbox"/>	
⑥過疎地域自立促進計画	<input type="checkbox"/>	
⑦離島・半島振興計画	<input type="checkbox"/>	
⑧山村振興計画	<input type="checkbox"/>	
⑨中山間地域総合整備実施計画	<input type="checkbox"/>	
⑩広域市町村圏計画	<input type="checkbox"/>	
⑪都市計画	<input type="checkbox"/>	
⑫その他（ ）	<input type="checkbox"/>	

〔*2 調査・作成手法の検討〕

実施を予定する事項にチェックをします。

チェック項目	チェック欄	備考
①関係者による先進地視察	<input type="checkbox"/>	
②関連資料の収集整理	<input type="checkbox"/>	
③住民等の意向把握のためのアンケート調査	<input type="checkbox"/>	
④ワークショップ	<input type="checkbox"/>	
⑤ワークショップ（環境点検）	<input type="checkbox"/>	
⑥ヒアリング調査	<input type="checkbox"/>	
⑦ホームページを利用した計画内容に係る意見募集	<input type="checkbox"/>	
⑧計画内容の情報提供・情報公開の推進	<input type="checkbox"/>	
⑨アドバイザー派遣による助言指導	<input type="checkbox"/>	
⑩関係府省連携会議による助言・情報提供	<input type="checkbox"/>	
⑪地方支分部局の助言・指導	<input type="checkbox"/>	
⑫都道府県の助言・指導	<input type="checkbox"/>	
⑬計画作成主体内部での計画内容の検討と作成	<input type="checkbox"/>	

2 計画の内容のチェック

(1) 基本計画の行政分野のチェック

計画に記載のある行政分野をチェックします。

	基本計画の行政分野等	地域の情勢	地域診断	農村振興の目標	地域の将来像実現のために必要な施策
① 生活環境整備	道路・交通	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	上下水道整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	生活安全	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	住宅・定住	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	交流	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	情報通信	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 農林漁業の振興	農業生産基盤整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	林業基盤整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	漁業基盤整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	農林漁業振興	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 都市農村交流・観光	グリーン・ツーリズム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	観光・都市農村交流	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 自然環境保全	自然環境資源の保全	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	資源循環	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 保健・医療・福祉		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 教育・文化等	学校・校舎	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	歴史・文化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	教育・文化施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦ その他	()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(2) 計画の記載内容のチェック

該当する確認項目にチェックをします。

	確認項目	チェック欄	備考
地域診断	調査結果を踏まえた記載となっている	<input type="checkbox"/>	
地域の将来像	計画対象地域における共通性のある将来像である	<input type="checkbox"/>	
	農村振興のテーマ、農村振興の目標との一貫性がある	<input type="checkbox"/>	
	簡潔に記述されている	<input type="checkbox"/>	
農村振興のテーマ	複数の課題を束ねた総括的な課題となっている	<input type="checkbox"/>	
農村振興の目標	現在の状態が数値等で明確に示されている	<input type="checkbox"/>	
	目標時の状態が数値等で明確に示されている	<input type="checkbox"/>	
	目標時の評価が可能である	<input type="checkbox"/>	
地域の将来像実現のために必要な施策	施策の内容が具体的に記載されている	<input type="checkbox"/>	
	住民参加を必要とする施策について住民参加の方針が記載されている	<input type="checkbox"/>	
	予定事業を特定できる施策について、予定事業が記載されている	<input type="checkbox"/>	
	施策ごとの担当部課署が記載されている	<input type="checkbox"/>	
	基本計画の概要表が作成されている	<input type="checkbox"/>	
	推進プログラム一覧表が作成されている	<input type="checkbox"/>	
基本計画図	図面の縮尺が1/25,000～1/50,000である	<input type="checkbox"/>	
	施策を講ずる範囲をゾーニングし、概要を記載してある	<input type="checkbox"/>	
	写真やイメージ図等が添付されている	<input type="checkbox"/>	

3 計画の進捗管理、評価のチェック

(1) 進捗管理

テーマ・目標・施策欄は、計画の内容に即して記載します。各施策について、該当する確認項目にチェックをします。

テーマ・目標・施策	確認項目		備考
	実施事項、成果、問題点、課題の確認	今後の方針の確認	
テーマ () 目標 ()			
施策① ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
施策② ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
施策③ ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
施策④ ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
テーマ () 目標 ()			
施策① ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
施策② ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
施策③ ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
施策④ ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
テーマ () 目標 ()			
施策① ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
施策② ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
施策③ ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
施策④ ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

*テーマ、目標及び施策の数は適宜調整をしてください。

(2) 目標年次の評価の実施状況の確認

テーマ・目標は、計画の内容に即して記載します。評価を行った目標についてチェックをします。

テーマ	目標	チェック欄	備考
()	()	<input type="checkbox"/>	
()	()	<input type="checkbox"/>	
()	()	<input type="checkbox"/>	

資料6 農村振興基本計画図イメージ



資料7 農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針

農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針

平成13年8月3日付13農振第1194号

国総事第35号

各都道府県知事 殿

農林水産事務次官

国土交通事務次官

第1 趣旨

地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい、アメニティに満ちた農村としていくためには、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備、生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進する施策を的確に実施していくことが必要である。

このため、土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意しつつ、地域住民等をはじめとする多様な主体の参加の下、地域の将来像及び農村振興施策の基本方針等を内容とする個性ある地域づくりを実現するための農村振興基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しておくことが望ましい。

本指針は、農村の総合的な振興に関する基本計画の作成及びその運用に係る基本的な指針をまとめたものであり、都道府県又は市町村若しくは広域事務組合（以下「都道府県又は市町村等」という。）においては、基本計画の作成等に当たって参考とされたい。

第2 基本計画の内容

基本計画においては、別表に掲げる事項を定めることが適当と考えられる。

第3 基本計画の対象地域及び作成主体

基本計画は、農村の総合的な振興を図るため生産基盤の整備と生活環境の整備等を総合的に推進するものであることから、原則として複数の市町村が連携した広域的な地域を対象として、都道府県又は市町村等において作成することが望ましい。

ただし、広域的な地域を対象とする基本計画の作成が困難である場合には、単独市町村の範囲を対象として基本計画を作成することも適当と考えられる。

第4 基本計画の作成及び関係府省の助言

- 1 基本計画を作成しようとする都道府県においては、基本計画の対象となる市町村と緊密に連携を保つとともに、農村の総合的な振興に関する施策を担当する関係部局が共同して作成するよう努めることが望ましい。

- 2 基本計画を作成しようとする市町村においては、農村の総合的な振興に関する施策を担当する関係部局が共同して作成するよう努めることが望ましい。
- 3 関係府省は、国の地方支分局間において相互に十分な連絡調整が図られるよう配慮することとする。また、基本計画を作成しようとする都道府県又は市町村等においては、当該都道府県又は市町村等が必要とする場合には、対象地域の基本計画の内容について関係府省（市町村においては都道府県を経由して）に助言及び勧告を求めることができる。助言等を求められた関係府省は相互に連携・調整を行い、適切な助言及び勧告を行うこととする。
- 4 都道府県又は市町村等が基本計画を変更しようとする場合も、上記の1から3に準じて行うことが望ましい。

第5 基本計画の適切な推進

- 1 基本計画を作成した都道府県又は市町村等においては、農村の総合的な振興に関する施策を担当する関係部局が共同して、当該基本計画に沿った農村の総合的な振興について、適切な進行管理を行うことが望ましい。
- 2 関係府省は、助言及び勧告を行った基本計画に係る事項の推進について配慮することとする。

第6 留意事項

都道府県又は市町村等は、基本計画を作成するに当たり、その内容が「市町村の建設に関する基本構想」、「山村振興計画」、「農業振興地域整備計画」、「過疎地域自立促進計画」、「都市計画」等の既存計画と調和が保たれたものとなるよう努めることが望ましい。

(別表)

農村振興基本計画の計画事項と内容

計 画 事 項	内 容
1. 計画に係る地域の情勢と診断 (1) 地域の情勢 (2) 地域診断	地域の社会経済情勢を整理する。 地域の振興のために取り組むべき重点課題と積極的に活用すべき地域資源等を明らかにする。 (地域診断は、アンケート、ワークショップ、懇談会等に基づき実施する。) ①地域の課題を整理し、特に重点的に対処すべき課題の改善方向を明らかにする。 ②地域資源の活用状況及び未利用資源を整理し、都市住民の地域に対する期待等を踏まえ、今後これらの活用の可能性を明らかにする。
2. 計画に係る地域の将来像 (1) 地域の将来の望ましい姿 (2) 農村振興のテーマ (3) 農村振興の目標	地域が目指す将来の望ましい姿、全体像をとりまとめる。 ①地域の将来像については、基本的な分野に分類・整理し、そのあり方を示す。また、まちづくり憲章のような基本的な理念をとりまとめる。 ②各市町村の有する憲章、市町村構想、広域構想等の既存のものを参照して、地域の特性に応じた“夢”とインパクトがあるものとする。 ③将来像は、20～30年程度先の姿を想定した長期的なものとする。 地域の将来の望ましい姿を実現するためのテーマを設定する。 ○将来像を実現する上で、具体的施策により重点的に取り組むべき課題をテーマとして設定する。 テーマ毎に期待されるおおむね10年後の目標を掲げる。 ①施策の推進により10年後に達成すべき目標をテーマ毎に設定する。 ②目標設定に当たっては、将来行われる農村振興施策に係る事後評価手法に活用できるものとする。
3. 農村振興に関する施策の基本方針 (1) 計画に係る地域の将来像の実現のために必要な施策	農村振興のテーマ毎に、おおむね10年先を見通し、地域の将来像を実現させるために必要な施策（ハード及びソフト施策）の内容を定める。 ○テーマ毎に設定した10年後の目標を達成するために必要な施策の内容及びハード施策により整備される施設等を概略的に整理する。

農村振興基本計画の作成に関するガイドライン

平成18年3月

I. はじめに

地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい、アメニティに満ちた農村としていくためには、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備、生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進する施策を的確に実施していくことが必要である。

このため「農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針（以下「基本指針」という）」（平成13年8月3日付け13農振第1194号農林水産事務次官・国総事第35号国土交通事務次官通知）を参考として、都道府県又は市町村若しくは広域事務組合（以下「都道府県又は市町村等」という。）において農村振興基本計画の作成が進められている。

本ガイドラインは、都道府県又は市町村等において作成する農村振興基本計画に記載することが望ましい事項について、基本指針別表に沿って取りまとめたものである。

II. 農村振興基本計画に記載することが望ましい事項

1. 計画に係る地域の情勢と診断

(1) 地域の情勢

地域の社会経済情勢を整理する。

農村振興に関する各種施策を総合的に計画するにあたり、まず、基本的な事項として、地域が置かれている社会経済情勢を十分に把握し、地域課題を整理していく必要がある。本項目で整理した内容が次項目の地域診断につながることに留意し、地域の経年的な情勢の変化が把握できるよう図表等を活用し整理を行う。具体的項目として次の項目が挙げられるが、地域の状況に応じて適宜省略・追加を行う。

なお、ここでいう「地域」とは、農村振興基本計画の計画対象地域全体を指している。

①自然条件（気象、地形条件）

位置、地域の地勢（平地、山地、河川等の状況）、気候（気温、降水量等）などについて整理する。

②土地利用の状況

地域の土地利用状況について、農用地、森林、宅地等の面積の変化を整理する。農用地については、水田、畑、樹園地に分類して整理することが望ましい。また、各種土地利用に関する法規制や計画、及びそれらに基づく区域の指定状況についても整理する。

③人口構造の動向

国勢調査等をもとに年齢層別人口構成の変化を把握し、人口の推移や高齢化の状況等について整理する。

④産業構造と動向

就業者総数や産業別就業人口の変化を把握し、地域の産業構造を整理する。

⑤農業・農村構造と動向

農家及び農業就業者の動向、専兼別農家数、経営耕地面積の内訳、耕作放棄地の発生状況、農業粗生産額や主要作物・特産的農産物の内訳、農業生産基盤整備の状況、農産加工の取組み状

況など、計画上必要と考えられる事項について整理する。

⑥生活環境の整備状況

道路や公共交通機関、上下水道、情報・通信、教育施設、保健・医療施設、福祉施設等の整備状況を整理する。

⑦地域資源の分布

自然環境、棚田等の農村景観、地域独自の伝統文化、多様な生態資源、バイオマスなどの地域資源の分布について整理する。

⑧地域づくり・交流活動の状況

各種活動団体グループが取組んでいる特産品の加工・販売、都市との交流や観光振興に向けた活動、高齢者の福祉対策などや、行政が進めている地域間連携など各種の地域づくりや交流活動状況について整理する。

(2) 地域診断

地域の振興のために取り組むべき重点課題と積極的に活用すべき地域資源等を明らかにする(地域診断は、アンケート、ワークショップ、懇談会等に基づき実施する)

①地域の課題を整理し、特に重点的に対処すべき課題の改善方向を明らかにする。

②地域資源の利活用状況及び未利用資源を整理し、都市住民の地域に対する期待等を踏まえ、今後これらの利活用の可能性を明らかにする。

(1)の地域の情勢を踏まえ、アンケート調査、ワークショップ、懇談会等を通じて地域住民の意見や地域づくり団体等の意見を聞き取りつつ、地域の課題を整理し、重点的に対処すべき地域の課題の改善方向、及び地域資源の利活用の可能性について明らかになるよう取りまとめる。

地域資源については、その有効活用が地域の課題解決の有力な手がかりとなることから、地域(集落など)毎にこれらの地域資源の利活用状況を整理し、利用の可能性について検討する。

2. 計画に係る地域の将来像

(1) 地域の将来の望ましい姿

地域が目指す将来の望ましい姿、全体像をとりまとめる。

①地域の将来像については、基本的な分野に分類・整理し、そのあり方を示す。また、まちづくり憲章のような基本的な理念をとりまとめる。

②各市町村の有する憲章、市町村構想、広域構想等の既存のものを参照して、地域の特性に応じた”夢”とインパクトがあるものとする。

③将来像は、20~30年程度先の姿を想定した長期的なものとする。

地域が目指すべき将来像(20~30年程度先の姿)について、1. で整理した項目を基に基本的な分野に分類・整理し、既往の構想との整合や「夢」とインパクトが感じられるよう配慮して取りまとめる。基本的な分野とは、例えば、農村経済の活性化、住みやすい農村の実現、環境との調和の推進、などの分野を指す。

(2) 農村振興のテーマ

地域の将来の望ましい姿を実現するためのテーマを設定する。

将来像を実現する上で、具体的施策により重点的に取り組むべき課題をテーマとして設定する。

「地域の将来の望ましい姿」を具体化するためには、総合的な農村振興が求められるが、特に重点的に取り組むべき課題については「農村振興のテーマ」として取り上げる。重点的に取り組むべき課題が複数ある場合はテーマを複数設定する。

(3) 農村振興の目標

テーマ毎に期待されるおおむね10年後の目標を掲げる。

①施策の推進により10年後に達成すべき目標をテーマ毎に設定する。

②目標設定に当たっては、将来行われる農村振興施策に係る事後評価手法に活用できるものとする。

「農村振興の目標」は、既に公表している市町村総合計画などで示されている目標指標等を参考にしながら、おおむね10年後の目標として、可能な限り具体的な評価や測定ができる内容を設定する。

特に、「農村振興基本計画」の作成後、当該計画に記載した各種農村振興施策について将来事後評価を実施できるよう、農村振興の目標設定として事後評価手法に活用できる指標を設定する必要がある。

3. 農村振興に関する施策の基本方針

(1) 計画に係る地域の将来像の実現のために必要な施策

農村振興のテーマ毎に、おおむね10年先を見通し、地域の将来像を実現させるために必要な施策（ハード及びソフト施策）の内容を定める。

○テーマ毎に設定した10年後の目標を達成するために必要な施策の内容及びハード施策により整備される施設等を概略的に整理する。

「農村振興基本計画」においては、テーマ毎に設定したおおむね10年後の目標を達成するために必要な施策を検討する。

このため、まず、農村振興のテーマ毎の目標指標に対して、講じていくべき施策の方向を整理する。例えば、「地域資源を活かした地域づくり」といったテーマに対しては、「地域環境の保全・整備」、「交流連携推進」、「地域特産物の開発」などの施策の方向が考えられ、それぞれの施策の方向に対して講じていくハード及びソフト施策の内容（例えば、「地域環境の保全・整備」に対しては、①里山環境の保全、②水質保全、③魚類の遡上対策、④自然エネルギー活用、等）を整理する。

施策の内容及びハード施策がある場合は、地域の状況を踏まえ、整備される施設等の概略を整理する。

また、施策の実施にあたっては、関係する各種法律等に基づく規制や他の計画との整合性を図るよう調整する。

計画作成に当たり関係府省からの助言等が必要な場合は、「農村振興基本計画に係る助言・勧告の具体的な方法について」（平成14年3月6日付け農林水産省農村振興局農村政策課長・国土交通省総合政策局事業総括調整官事務連絡）に基づいて手続きを進める。

(2) 推進プログラム

(1)で定めた施策を実施するスケジュールを整理する。

- ①ハード施策についてはおおむねの年度を基本として実施方針を定める。
- ②ソフト施策については中長期的な視点を踏まえた実施方針を定める。

推進プログラムは、農村振興に向けた総合的な施策推進を目的とした具体のアクションプランであり、各分野の課題や設定目標に即しながら、おおむね10年間の計画期間に想定される施策が総合的・計画的に講じられるよう検討を行う。

このとき、当該地域における計画事業を網羅的に盛り込むのではなく、施策の重複に留意しつつ、各分野の課題解決、あるいは設定目標の実現に必要な重要施策グループを絞り込み、実効性の高い計画となるよう努めるものとする。

関連する施策を計画的に推進していくために、各種施策の実施スケジュールについては十分に調整を行うものとする。

ハード施策については、関連施策間の施工調整を十分に行うと共に、整備された施設等を効率的・効果的に活用していくためのソフト施策との連携に配慮する。例えば、都市との交流の促進に当たって、自然とのふれあいの場や交流拠点の整備等を行う場合に、受け入れ側の人材育成や態勢整備などのソフト施策の実施に配慮する。

ソフト施策については、地域資源の効果的な保全・活用に向けた地域活動等を推進していくことが重要であり、このような取組として、例えば、美しい農村景観の形成・保全活動や、地域ぐるみで取り組む伝統芸能の保全・普及活動などが挙げられるが、美しい農村景観を保全・形成していくためには、地域住民が景観に対する認識を共有し、活動に対して地域の合意形成を図っていく必要があり、合意形成を経て地域住民による主体的な地域づくり活動が定着していくためには一定の取組期間が必要である。このため、ソフト施策のスケジュール作成にあたっては、中長期的な視点に立った実施方針を定め、人材育成や地域の合意形成の促進などを含めた各種対策を計画的に整理することとする。

推進プログラムについて、基本計画作成主体以外が事業主体となる施策を推進プログラムに記載する場合は、当該主体と調整されていることが望ましい。

推進プログラムに記載する施策名については、次の分類を参考に可能な限り具体的に記していくことが望ましい。

分類記載内容

分類	記載内容
農林水産業・商工業振興施策	農業基盤整備（かんがい排水、ほ場整備、農道整備等）、林業生産基盤整備、水産基盤整備、農林水産業用施設整備、商工業振興対策 等
交通施策	道路等の交通ネットワーク整備 等
国土保全、防災施策	河川整備、砂防対策、急傾斜対策、農地防災 等
生活環境整備施策	汚水処理施設整備、水道施設整備、公園整備、農村景観保全対策 等
教育・文化振興施策	公立小中学校施設整備、地域文化の振興対策 等
福祉・医療施策	少子化対策、高齢者福祉対策、医療対策 等
観光・交流施策	観光振興対策、都市との交流促進対策 等
その他	地域エネルギー活用対策、自然環境保全 等

(3) 地域住民等の参加の方針

行政と地域住民等の役割分担を明確にし、施設の管理・利活用及びソフト施策に関する地域住民等の参加方針を定める。

- ①施策の推進に当たり、地域住民等の参加を得る具体的内容を整理し、地域住民等の役割分担を明確化する。
- ②地域住民等の参加に当たり、必要となる組織、手法、活動に関する方針等を取りまとめる。

農村振興に当たっては、行政と地域住民や各種活動団体との連携が重要であり、それぞれの役割分担を踏まえながら、必要となる組織づくりや連携のあり方について整理する。例えば、地域活動の基本的な単位（例えば、集落単位や水系単位）や、連携推進のための組織（例えば、集落を越えた圏域毎に地域づくり協議会を設立し相互に連携するとともに、各種団体の参画を得て全体として推進協議会を設立）を示して、それぞれの組織の具体的な活動内容を整理し、地域住民等の役割分担を明確化する。

また、地域の合意形成を図って各種施策を推進していくための手法の整理を行う。例えば、ワークショップ等の活用や、広報資料の作成等が挙げられる。

Ⅲ. その他

・農村振興基本計画の見直し

農村振興基本計画の計画期間は10力年が基本となるが、計画期間以内であっても社会経済状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すことが望ましい。

特に市町村合併に関連し、計画の対象地域は「基本指針」において「原則として複数の市町村が連携した広域的な地域を対象として、都道府県又は市町村などにおいて作成することが望ましい。ただし、広域的な地域を対象とする基本計画の作成が困難である場合には、単独市町村の範囲を対象として基本計画を作成することも適当と考えられる」としているところであり、市町村合併後に旧市町村の範囲で計画した農村振興基本計画を見直す場合は、留意されたい。

また、見直しにあたっては、関係する各種法律等に基づく規制や他の計画との整合性を図るよう調整する。

資料9 農村振興基本計画に係る関係府省連携会議の設置について

13 農振第 2307 号
国 総 事 第 89 号
平成 14 年 1 月 21 日

都道府県企画調整担当部長あて

農林水産省農村振興局農村政策課長
国土交通省総合政策局事業総括調整官

農村振興基本計画に係る関係府省連携会議の設置について

農村振興の推進には、農村地域における生活環境の整備その他の福祉の向上を総合的に推進することが必要である。このため、平成 13 年 8 月 3 日付け 13 農振第 1194 号農林水産事務次官、国総事第 35 号国土交通事務次官通知「農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針」を発出したところである。

個性ある地域づくりを効果的かつ効率的に実現するためには、農林水産省、国土交通省のみならず農村振興に関わる関係府省が連携して施策を実施することが必要である。このため、農村振興基本計画策定の趣旨に賛同する関係府省において標記の関係府省連携会議を別紙 1 のとおり設置するとともに、この連携会議に参画する別紙 2 の省庁が計画を策定する市町村等から、助言、勧告を求められた場合は当該基本指針を準用することとしているところである。

貴職におかれても、農村の総合的な振興を図るため、貴庁関係部局においても本通知の趣旨を十分ご理解いただき十分な連携が図られるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、貴管内市町村の担当部局に対しても周知方よろしく願います。

農村振興基本計画に係る関係府省連携会議設置要領

1. 名称

本会議は、農村振興基本計画に係る関係府省連携会議(以下「連携会議」という。)と称する。

2. 目的

農村の振興を推進するためには、農村地域における生活環境の整備その他の福祉の向上を総合的に推進していくことが必要である。このため、個性ある地域づくりを効率的に実現する上で、農村振興基本計画(平成13年8月3日付け13農振第1194号農林水産事務次官、国総事第35号国土交通事務次官通知「農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針」に基づく基本計画)に係る施策の検討や推進を関係府省が連携して取り組むことが効果的であり、この円滑な推進を図る観点から本連携会議を設置する。

3. 検討内容

本連携会議においては、以下の事項について意見交換、検討等を行うものとする。

- (1) 農村振興基本計画作成に係る連携調整(作成地区の把握)
- (2) 現行の施策連携の推進及び今後の施策連携のあり方の検討
- (3) モデル地区における農村振興基本計画のガイドラインの作成
- (4) その他必要な事項

4. 構成員

本連携会議は、別表1に掲げる関係府省の課長クラスの職員により構成する。なお、各府省の判断により必要に応じて各府省の担当者を出席させることができるものとする。

5. 幹事会

本連携会議には、別表2に掲げる構成員所管課の課長補佐クラスの職員をメンバーとする幹事会を置く。

6. 連携会議の開催

本連携会議は、年2回開催することを原則とするが、その他構成員の求めに応じて、随時連携会議を開催できるものとする。

7. 事務局

本連携会議の事務局は、農林水産省農村振興局農村計画課及び国土交通省総合政策局事業総括調整官室に置く。

附 則

この設置要領は、平成13年12月10日から施行する。

別表 1

農村振興基本計画に係る関係府省連携会議構成員

厚生労働省	政策統括官付社会保障担当参事官
経済産業省	経済産業政策局立地環境整備課長
環 境 省	総合環境政策局環境計画課長
文部科学省	生涯学習政策局政策課長
農林水産省	農村振興局農村計画課長
農林水産省	農村振興局中山間地域振興課長
農林水産省	農村振興局農村整備官 林野庁計画課長 水産庁計画課長
国土交通省	総合政策局事業総括調整官
国土交通省	総合政策局交通計画課長
国土交通省	都市・地域整備局地方振興課長

別表 2

農村振興基本計画に係る関係府省連携会議幹事会メンバー

厚生労働省	政策統括官付社会保障担当参事官室（室長補佐）
経済産業省	経済産業政策局立地環境整備課（課長補佐）
環 境 省	総合環境政策局環境計画課（課長補佐）
文部科学省	生涯学習政策局政策課（課長補佐）
農林水産省	農村振興局農村計画課（課長補佐）
農林水産省	農村振興局中山間地域振興課（課長補佐）
農林水産省	農村振興局農村整備官（農村整備官補佐）
	林野庁計画課（課長補佐）
	水産庁計画課（課長補佐）
国土交通省	総合政策局事業総括調整官室（調整官、課長補佐）
国土交通省	総合政策局交通計画課（課長補佐）
国土交通省	都市・地域整備局地方振興課（課長補佐）

関係府省連携会議に参画する省庁

厚生労働省	(政策統括官付社会保障担当参事官室)
経済産業省	(経済産業政策局立地環境整備課)
環境省	(総合環境政策局環境計画課)

資料 10 農村振興基本計画に係る助言・勧告の具体的な方法について

事 務 連 絡

平成14年3月 6日

都道府県企画担当部長 殿

都道府県農林水産部長 殿

都道府県土木担当部長 殿

農林水産省農村振興局農村政策課長
国土交通省総合政策局事業総括調整官

農村振興基本計画に係る助言・勧告の具体的な方法について

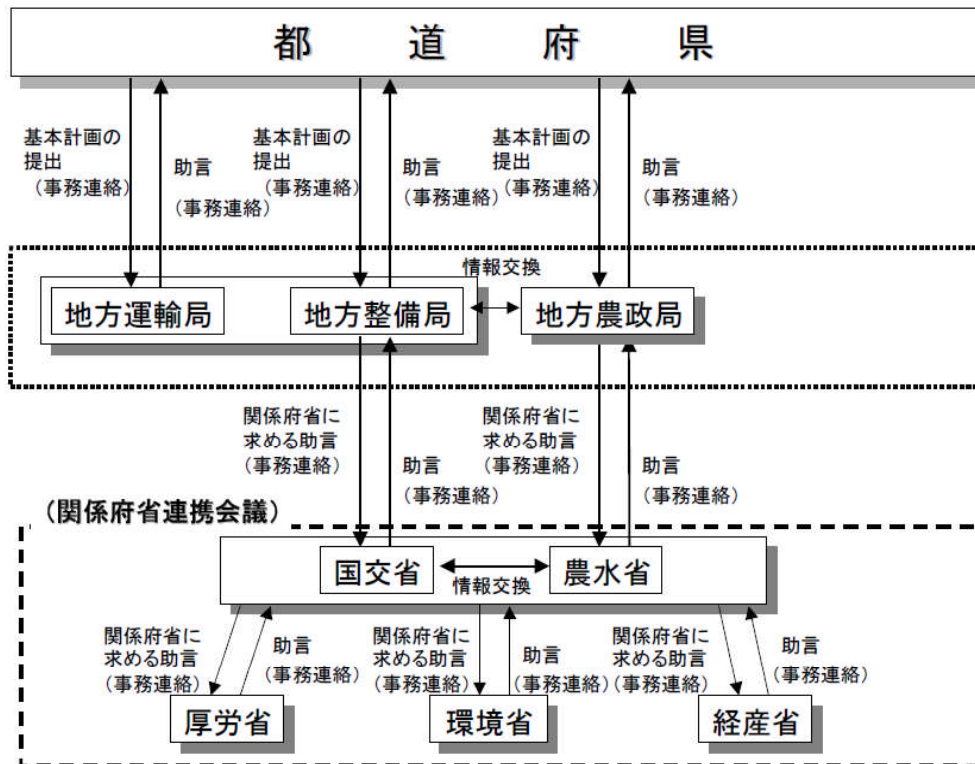
「農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針」（平成13年8月3日付13農振第1194号農林水産事務次官、国総事第35号国土交通事務次官通知）に基づく助言等の具体的な方法については、別添を基本としたところであり、今後、計画策定者である都道府県、市町村等が関係府省に助言等を必要とする場合には、この様式を参考にされたい。

また、貴管内市町村の担当部局に対しても、周知方よろしく願います。

(別添)

関係府省との助言・勧告の具体的な方法について

- ① 計画作成者（市町村長、都道府県知事）が助言等を求める場合には、農林水産省、国土交通省の地方支分部局（地方農政局、地方整備局、地方運輸局）等に事務連絡で基本計画（案）を提出。（2省以外に助言等を求める場合は都道府県の担当部長から上記の地方農政局担当部長、地方整備局担当部長等（注）あての事務連絡に助言を求める旨記入）
- ② 農水省、国交省の両省以外にも助言等を求めている場合、地方農政局と地方整備局等は、相互に助言等を求められている内容について情報交換をした上で、それぞれ農水と国交本省に關係府省に対して助言等を求める旨を事務連絡で通知する。
- ③ 通知を受けた農水と国交本省は、相互に連携した上で、關係府省に助言等を求める旨を農水、国交省連名の事務連絡で通知する。
- ④ 通知を受けた關係府省は、助言等を行い、助言内容は關係府省から農水本省、国交本省（提出先は農水本省）へ事務連絡で通知する。通知を受けた内容は農水本省と国交本省で相互に情報交換した上で、それぞれ地方農政局と地方整備局等に事務連絡で通知する。
- ⑤ 助言等を求められた關係府省は、物理的・有機的な連携が必要な場合には、必要に応じて關係府省連携会議（幹事会）を開催して、助言等をする。
- ⑥ 農水省、国交省は、調整された助言等を地方農政局、地方整備局、地方運輸局等から計画作成者へ送付。（關係府省の助言等については、地方農政局、地方整備局等を経由して計画作成者へ送付）



〔注〕 沖縄総合事務局では、 開発建設部長、農林水産部長
地方農政局では、 農村計画部長
地方整備局では、 企画部長
地方運輸局では、 企画部長
北海道開発局では、 開発監理部開発調整課長

